HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	伝統的エリート民主主義の「復権なき復活」（３）　－戦後フィリピン政治体制変動に関する－試論－
Author(s)	矢野, 秀徳
Citation	北大法学論集, 54(4), 434-384
Issue Date	2003-10-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15229
Type	bulletin (article)
File Information	54(4)_p434-384.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

伝統的エリート民主主義の「復権なき復活」(3)
――戦後フィリピン政治体制変動に関する一試論――

矢　野　秀　徳

目　次

序　章
第一部　1935年憲法下のフィリピン民主主義体制
――構造、連続と変化、および崩壊――
第1章　フィリピン民主政治概観
第1節　起源と歴史
第2節　フィリピン民主政治の基本構造
第3節　政治エリートの目的と社会的位相
第2章　政治社会構造の変容と政治過程
第1節　クライエンタリズムの変化
第2節　大統領―議会関係の変化
(1) 選挙コストの増大　(以上第54巻第1号)
(2) 国軍とテクノクラート
第3節　新政治勢力に対する議会エリートの対応
第3章　1969年―72年のフィリピン政治
――エリート民主主義の没落――
第1節　1969年大統領選挙
第2節　「第一四半期の嵐」とその限界
第3節　政治的脅威としてのマルコス
第4節　「民主主義の危機」に対する政治エリートの対応
――エリート民主主義の没落――　(以上第54巻第3号)
第二部　新政治システムの形成と崩壊、および伝統的エリートの「復権

なき復活」
第4章　新社会システムの旧社会的基層
——マルコス体制：逸脱か連続か——
第1節　「立憲的権威主義」の形成
(1) 伝統的エリートへの対応
(2) オリガーキー層との選択的対立
(3) 左翼勢力の弾圧
(4) 国民の脱政治化
第2節　マルコス体制下の国家機構——国軍と官僚制——
(1) 戒厳令以降のフィリピン国軍
(2) マルコス体制下の官僚機構
第3節　クローニー資本主義と王朝化——公権力の私的利用——
(1) 富・権力・家族
(2) 王朝化と蓄財
(3) クローニー資本主義　(以上本号)
第5章　マルコス型民主主義
第1節　マルコス型民主主義——バランガイ制——
第2節　伝統的エリートの生存と復帰
第6章　政治的同盟の模索と反マルコス闘争手法
——1972年～83年の伝統野党エリート——
第1節　反マルコス派エリートと戒厳令
第2節　1978年選挙における反マルコス闘争
第3節　都市武力闘争——「点火運動」と「4月6日運動」——
第4節　「正常化」以降の伝統野党エリート
第7章　マルコス体制の危機とアキノ事件
第1節　マルコス体制内における危機の深化
第2節　アキノ暗殺の背景と影響
第8章　選挙によるマルコス体制打倒へ
——政治的コンセンサスの形成と伝統的政治エリートの再浮上——
第1節　マルコス辞任か、国民和解か
第2節　転機としての1984年5月選挙
第3節　政治的野心と反エリート主義の挫折
——大統領候補擁立過程——
第4節　1986年2月選挙——選挙を通じた体制打倒へ——
結　論

第二部　新政治システムの形成と崩壊、および伝統的エリートの「復権なき復活」

マルコスは、戒厳令布告から約１ヶ月の間に、自身の言う「新社会建設」実現を期待させるような様々な政策を矢継ぎ早に打ち出した。市民生活に直結するものとしては、肉や穀物、砂糖といった食料品および燃料の価格統制、低所得者向け住宅家賃の据え置き、電気料金の値下げ（これは、すでにマルコスと対立関係にあり、マニラ電力会社を所有するロペス家への「あてつけ」でもあった）などが実施された[1]。それまで民間人の間にも蔓延していた銃火器も押収された結果、犯罪数も（戒厳令数週間前に比べ）激減し、治安状況も改善した[2]。民主制時代にはお馴染みの、私兵と結びついた地方政治エリートの逮捕（この中にはマルコスの同盟者も含まれていた）も実施された[3]。

これらの諸施策それ自体は、一般の市民には概ね好意的に受け入れられた。戒厳令布告はすでに予想されており突発的な出来事ではなかった。しかし、アキノ（Benigno Aquino, Jr.）やミトラ（Ramon Mitra）、ジョクノ（Jose Diokno）といった有力反マルコス政治エリートやジャーナリストの逮捕は、人々に戒厳令という政治的措置の厳しさを改めて印象づけた。マルコスは、こうした印象を少しでも和らげるべく、市民に過度の警戒心や恐怖心を生み出さないよう注意を払い、戒厳令は軍事的転覆ではなく文民政府は継続していると繰り返し主張した。また、政府は、長髪やミニスカートを国軍兵士に咎められた若者に公式に謝罪し、市民生活に過度に介入しないよう国軍に注意を促すなど、「ソフト」なイメージ作りに腐心した[4]。後に、戒厳令布告日が「国民の祝日」に定められたのも、そうした措置の一環であった[5]。

---

1 *Far Eastern Economic Review*, October 21, 1972, p.16.

2 *Far Eastern Economic Review*, October 14, 1972, p.15.

3 *Far Eastern Economic Review*, October 7, 1972, p.13.

4 *Far Eastern Economic Review*, September 30, 1972, p.11.

5 *Far Eastern Economic Review*, October 3, 1975, p.13.

1972年9月21日、つまり戒厳令布告の政治的意味合いは、誰の、あるいはどのような立場・視点に立つかによって異なってくる。法律論的には、戒厳令布告権は、1935年憲法で定められた正規の大統領権限の一つであり、フィリピンの立憲主義と矛盾するものではなかった。それはまた、民主主義体制の枠内で、人身保護令その他の市民的諸権利や自由を一時的に棚上げする措置であったから、民主制と矛盾するものでもなかった。しかし、戒厳令布告によって、「四半世紀にも及ぶ無制約的な共和制は終了した」という当時の雑誌記事が示すように[6]、一般的には、それによって(形容詞付きのものであれ)フィリピンの民主政治は終焉を迎えたと捉えられた。しかし、マルコスにとっては、これは単に始まりでしかなかった。

戒厳令体制において、マルコスの「公的な」、すなわち「国家的な」敵とされたのは「共産主義勢力」であったが、政権の延長と独占というその政治的野心という観点からすれば、マルコスにとって最大の障害は、民主制時代の伝統的野党政治家たちであった。この意味で、マルコスにとって「扱いにくい」アクターであった彼ら伝統的エリートを排除することは、自身の野心や体制の安定にとって重大な要因であった。他方、伝統的政治家にとって、マルコスに対して政治的抵抗を試みる(もしくはマルコスの陣営に加わる)ことは、戒厳令体制の正常化・民主化にとどまらない、彼ら自身の「政治的野心」あるいは「政治的自己保存」の実現という意味もあった。

多くの研究者は、マルコス体制前後の2つの民主主義体制には、ともにエリート主義的であるという共通点が存在すると指摘している。マルコス時代には、とりわけ1983年の「ベニグノ・アキノ元上院議員暗殺事件」後の政治空間・市民社会空間の拡大に伴い、都市中間層をはじめとする「新興勢力」の政治参加が進む一方で、マルコス体制崩壊後には、戒厳令以前の伝統的エリートが「政治的復帰」を果たすという現象がみられた。では、(第一部で論じたように)その政治的正当性を低下させ「自壊・没落」した伝統的エリート政治は、マルコス時代という「トン

---

[6] *Far Eastern Economic Review*, September 30, 1972, p.16.

ネル」をいかに潜り抜け、アキノ政権下でその「政治的復活」を果たしたのであろうか。その過程で、いったんは「没落」した彼らの政治的正当性は回復できたのであろうか。第二部で考察するのはこれらの問題である。

第4章では、マルコス体制の構造的特質とその社会的基層を考察する。何人かの研究者は、マルコス体制を、公権力の私物化や政治的脱制度化を特徴とする「スルタン型体制」「家産制的体制」として規定してきた。この章では、マルコス体制におけるそうした性質を記述分析するとともに、フィリピンにその種の伝統的支配形態が出現した政治社会的背景を考察する。そして、マルコス体制を、フィリピン政治における連続と変化という観点から描き出すとともに、連続面と断絶面の相互補完関係を明らかにする。

第5章では、「マルコス流民主主義」の実態と限界を取り上げる。「旧社会」との決別を主張するマルコスは、戒厳令後、伝統的エリートの政治的排除を意図した新政治制度「バランガイ制」を形成する。この章では、まず、この新制度の形成の背景と機能、および限界を考察する。次いで、こうした制度形成やその政治的意図、戒厳令後の権力集中にもかかわらず、戒厳令以前の伝統的エリートが、マルコスを支持することによってその「政治的生存」を図ったことを明らかにする。

第6章では、戒厳令時代の、反マルコス的伝統政治エリートによる政治的抵抗活動を取り上げる。ここでは、まず、マルコス体制の閉鎖的性質に直面した彼らエリートによる他勢力との連合形成と、彼らの間での戦術的分裂（選挙参加かボイコットか）を考察する。次いで、「政治的正常化」の公約とは裏腹の78年選挙の「欺瞞性」が、伝統的エリートの一部を、暴力的抵抗活動に追いやるという形で、エリート間の戦術的分裂を加速したことを論じる。そして、その後、左翼との統一戦線形成とその失敗という紆余曲折を経て、彼ら伝統的エリートが、選挙という政治的抵抗手段に合意する過程を追う。

第7章では、1980年代初頭に表面化したマルコス体制の内部危機――配分資源の稀少化と後継危機――と、アキノ暗殺事件が体制に与えたインパクトを論述する。

第8章では、アキノ事件から86年2月選挙までの伝統野党勢力の動向を考察する。まず、アキノ事件以降の政治的分極化から、伝統野党勢力が――その戦術的合意に社会運動勢力を引き入れることで――反マルコス勢力全体における政治的主導権を回復する過程を論述する。次いで、反マルコス活動の最終的合意形成とも言うべき統一大統領候補擁立に成功する一方で、それに対する反エリート主義的試みが失敗したことを明らかにする。

第4章　新社会システムの旧社会的基層
――マルコス体制：逸脱か連続か――

1972年9月22日(署名日付は21日)の戒厳令布告とともに始まったフィリピンの権威主義化――マルコス体制の出現――は、政治体制論的には、フィリピン政治史上の断絶点とみなされうる。1935年以来のアメリカ型民主主義の経験を有し、86年「2月政変」で(再)民主化を遂げたフィリピン政治史にあって、マルコス体制は民主的伝統からの逸脱であり、また断絶であるというわけである。戒厳令以降、議会は閉鎖され、民主主義の代名詞でもあった選挙は停止された。政党活動も禁止され、国民の市民的諸権利・自由も大幅に制限された。司法部は、マルコスの権力行使に対するチェック機能と自律性を失った。マスメディアの活動も規制された。その一方で、マルコスは、以後約14年にわたって、立法権と行政権を自らの手中に独占しつづけた。

他の政治的アクターや社会のとの関係、マルコスの政治スタイルに着目すると、戒厳令後のフィリピンの政治体制は、エリート主義的民主主義から、リンス(Juan J. Linz)のいう「スルタン型体制(Sultanic Regime)」に類似したものへと姿を変えた。リンスによれば、スルタン型体制とは、民主主義・権威主義・全体主義という近代的な政治システムの諸類型に適合しない伝統的権威の一種で[1]、次のような特徴をもつと

[1] Juan J. Linz, "Totalitarian and Authoritarian Regimes", in Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby (eds.), *Handbook of Political Science, Vol. 3: Macropolitical Theory* (Mass.: Addison-Wesley Publishing Company, Inc., 1975), pp. 252-253.

いう。第一に、それは、(民主主義体制における法的手続き、全体主義体制におけるイデオロギー、権威主義体制におけるメンタリティーのような）制度や思想、信条体系に拘束されない、支配者自身の無制約的な裁量に基づく権力行使である。権威の源泉となっているのは支配者個人であり、幹部や取り巻きの政治的権威は、制度上の地位ではなく、支配者との人格的親近性や支配者からの支持・恩恵に依存している。第二に、国民に対する政治的動員は行われない。第三にあげられるのは、公的領域と私的領域の融合、すなわち支配者による公権力の私的利用である。スルタン型体制においては、「国庫と支配者の私財の境界線はぼやけていく。支配者と、その承認を得た協力者は、公金を自由に流用し、利益を目的とした独占企業を設立し、企業家には公認会計の課されない贈答品や支払いを要求する。また、支配者の企業は、国家と契約を結び、支配者は自身の手下や部下に特別なやり方で配慮を施す。……経済がかなりの程度政府の介入に服しているのは、計画化のためではなく、資源を引き出すためである」[2]。そして、「……スルタン型システムの下で問題となるのは、〔特定の〕社会階級や階層ではなく、……権力者集団の特権と維持の促進である」[3]。こうして、国家機構（国家権力）は、支配者の私的利益に従属することで自律性を失い、支配者を中心とする政治的王朝に類似していく。この意味で、政治権力の行使は脱制度化される。スルタン型体制における「法的および象徴的制度化は、純粋に見せかけのもの」[4]にすぎない。

何人かの研究者は、マルコス体制のスルタン体制的性質（もしくは家産制的性質）と、その「脱制度」的性質に着目してきた[5]。例えば、ト

---

[2] Ibid., p.260.

[3] Ibid., p.262.

[4] Ibid., pp.260-261.

[5] William H. Overholt, "The Rise and Fall of Ferdinand Marcos", *Asian Survey*, vol. 26, no.11 (1986). David Wurfel, *Filipino Politics: Development and Decay* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1988). Paul D. Hutchcroft, "Oligarchs and Cronies in the Philippine State: The Politics of Patrimonial Plunder", *World Politics*, vol.43, nos.3-4 (1990-1991). Mark R. Thompson, "Searching for a Strategy: The

ンプソン (Mark R. Thompson) は、(リンスにしたがって) スルタン型体制 (Sultanism) を「イデオロギー的・制度的制約なき個人支配」と規定した上で[6]、その概念をマルコス体制に当てはめている[7]。

さて、本章で考察するのは、フィリピンでそうした無制約的な個人独裁が出現した政治社会的背景である。言い換えると、マルコス体制の「論理と倫理」あるいは「作動様式」を形成した社会的基層の考察である。第一部で論じたように、「政治エリートの私的利益重視姿勢」「公権力の私的利用」といった行動様式は、伝統的政治エリートにとっては一種の「政治的規範」であり、マルコスのそうした行動も、その個人的な私利私欲のみから説明し尽くせるものではない。ここで冒頭の議論に戻ると、その意味では、マルコス体制は、旧体制と断絶した体制ではなかった。むしろ、マルコス体制は、1935年憲法体制下でみられた政治的パターンを下敷きとした体制であった。マルコスは、フィリピン政治エリートの伝統的行動様式から逸脱したのではなく、むしろその影響を存分に受けた人物であった。その意味で、誤解を恐れずに言えば、マルコスは、旧社会エリートが権力を独占したならばおそらく誰でも行っていたであろうことを行ったのであった。そして、旧社会エリート的な行動様式が権力独占の動機となり、権力の独占がスルタン型体制の構築を可能にした以上、マルコス体制にあっては、旧体制との連続面と断絶面は表裏一体であり、相互補完的な関係にあった。

以下、本章では、この断絶と連続の両面を考察する。最初に、マルコス体制における権力独占、すなわち反対派の権力からの排除の様相を取り上げる。次いで、反対派の排除によって「政治的フリーハンド」を獲得したマルコスの行動様式と、それを規定していたフィリピンの政治社会的基底を明らかにする。

---

traditional Opposition to Marcos and the Transition to Democracy in the Philippines" (Ph. D. Dissertation: Yale University, 1991). Mark R. Thompson, *The Anti-Marcos Struggle: Personalistic Rule and Democratic Transition in the Philippines* (Quezon City: New Day Publishers, 1996).

[6] Thompson, *The Anti-Marcos Struggle*, p.50.

[7] Ibid., Chap.3.

第1節 「立憲的権威主義」の形成

マルコスのいう「旧社会（Old Society)」と「新社会（New Society)」の政治、すなわち、35年憲法民主主義体制と「立憲的権威主義（Constitutional Authoritarianism)」の間の最大の断絶点は、後者においては政治的諸権限がマルコスに独占される一方で、反対派および国民が政治権力から排除されたという点にあった。従来のエリート民主主義においては、権力の共有・非独占は、単に民主主義的規範に基づく当為の問題ではなかった。それは、（マルコス以前の）大統領が誰一人として再選を果たせなかったという経験則や、「公権力を用いた私的利益増進」という伝統的政治エリートの行動準則に基づく政治的「規範」でもあった。言い換えれば、伝統的政治エリートの行動様式は、権力の共有という規範を前提にして初めて可能であったし、反対に、マルコスによる国家資源とパトロネージの独占は、他のエリートを権力から排除することで可能となったのである。

マルコスによる他のアクターの政治的排除は、しばしば曖昧な規定に基づく恣意的なものであったが、そこには、それを正当化する論理が存在しなかったわけではない。それが、「中心からの革命（Revolution from the Center)」というマルコスの政治指導原理であった。

マルコスによれば、「中心からの革命」とは、マルクス－レーニン主義的な暴力革命（マルコスはこれを「ジャコバン型革命」と呼ぶ）と対比される「立憲的・平和的」手法によって、政府が先取り的に社会経済的改革を行うという論理である[8]。ここでいう「中心」とは、マルコスを筆頭とする政府である。そして、「革命」の主体である政府の重要性が強調されればされるほど、それ以外の諸勢力の政治的な重要性や正当性は否定されることになった。こうして、「中心」イデオロギーは、政府以外の政治勢力を権力から排除する論理となった。それでは、「中心」以外の諸勢力とは具体的に何を指すのか。マルコスは次のように論じている。

---

[8] Ferdinand E. Marcos, *Today's Revolution: Democracy* (n.p., 1971), Chap.2.

> 我々は民主主義革命を「中心からの革命」と性格づけした。なぜなら……政府は国民の上にではなく社会の中心に位置しているからである。我々の革命は、左からの革命でもなければ右からの革命でもないし、上からの革命でもなければ下からの革命でもない[9]。

ここで、上・下・左・右とは、それぞれ、(少数特権富裕層としての)オリガーキー層、国民一般、共産主義勢力、伝統的政治エリートを指していた。以下、これらの諸勢力に対するマルコスの措置を論述する。

(1) 伝統的エリートへの対応

マルコスは、「旧社会」の伝統的議会エリートを、自身の特権的地位を保証している現行の社会経済秩序を維持するためなら国民を欺き、クーデターすら辞さない保守的勢力として描いている[10]。マルコスは、すでに戒厳令以前から、伝統的エリートの行動様式に不満と不信感を募らせていた。例えば、マルコスの日記には次のように記されている。「上院が、我々の改革計画の障害となっていることは明らかだ。ほとんどの上院議員は、個人的な野心には関心を払っても、公共の利益など忘れているエゴイスティックな人間だ。そして、彼らのささやかな夢は、……大統領からあらゆる権力を削ぎ落とすことなのだ」(1971年6月26日)。また、「……上院は、立法で解決可能な重大問題〔が存在している〕にもかかわらず、その時間を些細な政治的…議論に浪費している。上院はまったく仕事をしていない、……〔民主主義には〕多くの弱点と欠点〔があるという主張〕について、私は…民主主義批判者に同意せざるを得ない」(同6月28日)[11]。マルコスによる政治エリート批判は必ずしも的外

---

[9] Ferdinand E. Marcos, *The Filipino Ideology* (Manila: The Marcos Foundation, 1985), p.41.

[10] Ferdinand E. Marcos, *Notes on the New Society of the Philippines* (n.p., 1973), pp. 68-69.

[11] Amando Doronila, *The State, Economic Transformation, and Political Change in the Philippines, 1946-1972* (Singapore: Oxford University Press, 1992), p. 130.

れではない。しかし、同時に、戒厳令以前のマルコスが、野党リベラル党（ＬＰ）および与党ナショナリスタ党（ＮＰ）反マルコス的エリートからの執拗な攻撃と批判にさらされていたことも忘れるべきではない。伝統的政治家に対するマルコスの不快感（の少なくとも一部）は、反マルコス的エリートの活動から生じていたのであり、これは、戒厳令後の彼らに対する措置を見ても明らかであった。

戒厳令直後からマルコスの「標的」となったのは、アキノ、ジョクノ、ミトラといったＬＰ有力政治家であった。彼ら以外にも、72年中で、11人の制憲会議代表、４人の下院議員、３人の知事、36人の市長が逮捕拘留された[12]。この中には、私兵を用いてＮＰのための選挙テロ活動を行ってきたマルコス派政治家も含まれていた[13]。こうした直接的な物理的措置（およびその恐怖）のみならず、治安の回復を理由に実施された私兵団の解体と銃火器の押収も、彼らエリートに打撃を与えた。私兵のような暴力資源は、伝統的エリートにとって重要な政治資源であり、エリート主義的民主主義システムの一部であったからである。アキノも、私兵団と武器の不正所持を理由に逮捕された一人であった。もっとも、民主制の時代には、それを理由に逮捕された政治家などいなかったし、政治エリートであれば誰でも一般にやっていることだと考えられていた[14]。

戒厳令布告は、当時開催中の制憲会議の動向にも影響を与えた。ある制憲議会代表が述べているように、新憲法の内容と同会議を取り巻く状況は、戒厳令を機に一変した[15]。制憲会議の本来の目的は、35年憲法をより民族主義的かつ改革的な方向で改正することであったが、その争点は、次第に表面化しつつあったマルコスの政治的野心をめぐる闘争の場と化していった。

---

[12] John H. Adkins, “Philippines 1972: We’ll Wait and See”, *Asian Survey*, vol.13, no.2 (1973), p.147.

[13] *Far Eastern Economic Review*, October 7, 1972, p.13.

[14] Thompson, “Searching for a Strategy”, pp. 182-183. *Far Eastern Economic Review*, May 30, 1975, p. 21.

[15] Augusto C. Espiritu, *How Democracy Was Lost: A Political Diary of the 1971-1972 Constitutional Convention* (Quezon City : New Day Publishers, 1993), p.131.

戒厳令は、11人の同代表が実際に逮捕されるという状況下で、とりわけ反マルコス派代表に大きな恐怖感を植え付けた。「今や、逮捕されるという恐怖心が、独裁者とのいかなる取引も拒絶したいという欲求を上回るようになっていた」[16]。ある制憲会議代表によれば、「我々は戒厳令下にある。我々は自分の生命に注意を払わねばならない。したがって、〔マルコスに権限を集中させる経過規定に〕…賛成しなければならないのだ」[17]。また、別の反マルコス派代表は、マラカニアン宮殿に呼びつけられ、経過規定に賛成しなければ処刑するとまで言われたという[18]。

しかし、反マルコス派代表の中には、マルコスからのパトロネージの公約によって、自ら進んでマルコスに屈した者もいた。つまり、経過規定に賛成した代表は、新憲法下で設置される暫定国民議会の議員に自動的に就任するという同規定の条項に引きつけられて、新憲法案に賛成票を投じた代表も少なくなかったのである。かくして、新憲法制定作業は戒厳令後急速に進められ、72年11月には圧倒的多数で可決された。

こうして成立した議院内閣制は、権力延長という点ではマルコスに好都合であった反面、別の問題も浮上した。議院内閣制の下、マルコスが首相としての地位を強固にするには、それを支えるに足る「強い政党」を組織し、議会をコントロールする必要があった。しかし、この時期のマルコスには、「旧社会政治文化」の記憶と伝統的政治エリートに対する不信感は依然生々しく、彼らをコントロールできる自信などなかっ

---

[16] Ibid., p.56.

[17] Ibid. なお、経過規定とは、戒厳令布告直後、新憲法案に挿入された以下の条項である。①憲法承認と同時に暫定国民議会が設置され、正規の国民議会議員の選出まで継続する、②暫定国民議会を構成するのは、現職正副大統領、制憲会議議長、暫定国民議会議員となることを表明した上下院議員、経過規定に賛成投票した制憲会議代表である、③現職大統領が暫定国民議会を召集するものとし、そこで暫定大統領と暫定首相が選出されるまでは、引き続き35年憲法に基づく権限と、新憲法に基づき大統領・首相に属する権限をあわせて行使する、④現職大統領が公布する一切の宣言・命令・布告・通達および法令は国内法の一部となり、戒厳令解除または新憲法承認後も引き続き効力をもつものとする。浅野幸穂「戒厳令下のフィリピン」『世界』1973年9月号、197頁。

[18] Espiritu, *How Democracy Was Lost*, p.46.

た[19]。そこでマルコスは、当面の間議会を停止する（暫定国民議会を召集しない）ことで、この問題を乗り切った。

戒厳令後逮捕されたエリートの多くが比較的早期に釈放されたのとは対照的に、アキノ上院議員に対する処遇は過酷であった[20]。アキノは、民主制時代からのマルコスの最大の政敵であった。両者の対立は、マルコスが大統領初当選を果たした65年選挙で、アキノが現職のマカパガルを支持し、アキノの地元タルラック州（ここはマルコスと同郷のイロカノ系住民が多数を占める州であった）でマカパガルを勝利に導いたことに端を発する[21]。アキノは、仮に73年大統領選挙が実施されていれば当選したであろうと目されていたが、マルコスとは基本的にイデオロギー的な相違はなく、マルコス同様、（少なくとも必要悪として）戒厳令の必要性を認めていたともいわれる[22]。アキノは、投獄後、銃火器の不法所持、殺人、破壊活動防止法（Anti-Subversion Act）違反に問われ[23]、77年には、戒厳令後新たに設置された軍事法廷で死刑を宣告された（もっとも、この判決は執行されず、アキノは80年に心臓手術の必要性を理由にアメリカ出国許可が下されるまで拘留された）。しかし、同じく「旧社会」エリートの中には、アキノと同程度、あるいはそれ以上の兵器と私兵団を擁していた者もいたが、それを理由に裁判にかけられたのはア

---

[19] Robert B. Stauffer, "Philippine Corporatism: A Note on the 'New Society'", *Asian Survey*, vol.17, no.4 (1977), p.202. David Wurfel, "Martial Law in the Philippines: The Methods of Regime Survival", *Pacific Affairs*, vol.50, no.1 (1977), p.22.

[20] もっとも、マルコスは、アキノが自主的に国外逃亡することを期待して、戒厳令を布告することをその２日前にアキノに秘密裡に警告していたとも言われる。だが、アキノは、逮捕拘留されても短期間であろうと考え、国内にとどまったという。*Far Eastern Economic Review*, December 9, 1977, p.9.

[21] Lewis E. Gleek, Jr., *President Marcos and the Philippine Political Culture* (Manila: Loyal Printing Inc., 1987), pp. 61-62. ニック・ホアキン（鈴木静夫訳）『アキノ家三代：フィリピン民族主義者の系譜』井村文化事業社、1986年、下巻180頁－181頁。

[22] Wurfel, *Filipino Politics*, p.18. Reported in Reuben Canoy, *The Counterfeit Revolution: Martial Law in the Philippines* (Manila: Philippine Editions, 1980), p. 62.

[23] *Far Eastern Economic Review*, August 20, 1973, pp. 15-16.

キノただ一人であった[24]。

上記のようなマルコスからの攻勢に対して、伝統的政治エリートのほとんどは沈黙した。(少なくとも、戒厳令後初の選挙である78年議会選挙までは)彼らは、戒厳令体制に対する、大衆動員的な反対運動を組織することはできなかった。彼らの「政治的無能力」の背景にあったのは、(第一部で論じた)彼ら伝統的エリート自身の動員能力の限界と政治的正当性の低下という要因であった。与党ＮＰであると野党ＬＰであるとを問わず、彼らの政治的動員能力は、その大部分を、国家からのパトロネージ獲得とその配分に依存していた。しかし、議会の停止に伴う「失職」によってパトロネージ獲得から排除された結果、彼らの動員資源は決定的に低下した。たとえ、彼らがパトロネージを獲得していたとしても、伝統的クライエンタリズムはすでに流動化していたし、もとより、特殊利益志向型の政治スタイルそのものが異議申し立ての対象となっていた。したがって、エリート間対立という文脈で見る限り、戒厳令初期のマルコス体制は、単に「マルコスの権力が他のエリートを上回った」ために存続しえたのではなかった。むしろ、その政治的安定性は、「伝統的エリートが「没落」したことによって確保しえたのである。

(2)オリガーキー層との選択的対立

マルコスは、「旧社会」のもう一つの伝統的勢力であった少数特権富裕層、すなわちオリガーキー層の排除にも着手した。しかし、その論理においても実践においても、マルコスによるオリガーキーの排除は、伝統的政治家の場合同様、選択的であった。

マルコスは、「オリガーキー」という社会経済勢力をどのように認識していたのか。マルコスは、すでに戒厳令以前からオリガーキー批判を展開しており、それによれば、まず、フィリピン社会の基本的な問題は、その不平等な社会経済構造にあるという[25]。ここでは、社会経済的不平等を反映して、少数の富裕層が過度の政治的影響力を手にするという政

---

[24] *Far Eastern Economic Review*, August 27, 1973, p. 12.

[25] Marcos, *Today's Revolution*, pp. 66-67.

治的不平等が生じているとし、マルコスはこのような社会を「オリガーキー社会」と呼ぶ[26]。オリガーキー主導の政治秩序は自己再生産的で永続的である[27]。そして、オリガーキー的政治社会は本質的に不安定で、革命勢力によって転覆される可能性がある、それゆえに改革されなければならない、というのがマルコスの「論理」であった[28]。

もっとも、この議論に従うと、マルコスは一種の自己矛盾に直面することになる。なぜなら、社会経済的不平等を背景に強力な政治権力を有する者をオリガーキーとするなら、大統領という国家権力の頂点にあるマルコス自身がオリガーキーに他ならなくなるからである。したがって、マルコスは、すべての富裕層を攻撃するのではなく、「すべての金持ちと特権層がオリガーキー階級を構成するわけではない……オリガーキーという時、私は、公的私的権力の…無責任な行使によって自己利益を促進している少数者を指しているのだ」[29]と主張せざるを得なかった。

フィリピン社会においては、経済権力（富）が政治権力の源泉で、両者が癒着しているというマルコスの現実認識は必ずしも間違っていない。それゆえにこそ、マルコスは、富裕層（とりわけ財閥）の富が政治権力に転化し、自己の権力を脅かすのを恐れ、彼らの弾圧に踏み切ったのである。ただし、その対象は、ロペス家やハシント家、トダ家といった、マルコスの反感を買った特定の財閥ファミリーであった。

ロペス家は、ネグロス・パナイ両島での砂糖産業を足がかりに、石油産業、銀行、テレビ・ラジオ局、新聞社、それにマニラ電力会社を所有するフィリピン最大の財閥で、盟主Ｅ・ロペスの実弟Ｆ・ロペスは副大統領を三度務めた人物であった[30]。石油産業利権をめぐってロペス家と

---

[26] Ibid., p. 81.

[27] Ibid., p. 85.

[28] Ibid., p. 32.

[29] Ibid., p. 81.

[30] ロペス家では、兄ユーヘニオが財閥を実質的に経営し、弟フェルナンドは、副大統領や国会議員という政治の舞台で、国家へのレントシーキング活動を行うという「役割分担」が成立していた。Alfred W. McCoy, “Rent-Seeking Families and the Philippine State: A History of the Lopez Family”, in Alfred W. McCoy

対立していたマルコスは、戒厳令後、企業の閉鎖・接収という形で同財閥の取り潰しにかかった。同家の所有するテレビ・ラジオ局と新聞社は戒厳令後直ちに閉鎖された。息子のE・ロペス2世がマルコス暗殺計画で逮捕されたことで[31]身動きの取れなくなったロペスは、73年、マニラ電力会社とその関連企業を、イメルダ・マルコスの兄を盟主とするロムアルデス家に引き渡すことで合意した。表面的には「新社会建設への協力」という形ではあったが、総資産約4億5000万ドルにものぼる同社グループが、わずか1500ドルで「譲渡」されたことは、事実上の資産接収であった[32]。

この他、ハシント財閥は、当時フィリピン唯一の総合鉄鋼施設であったイリガン総合鉄鋼所とその関連企業を政府に接収された。トダ家の場合、航空旅行代金としてイメルダ夫人に100万ペソの請求書を送りつけ、彼女の怒りを買ったのが原因で、フィリピン航空を乗っ取られた。その後、イリガン鉄鋼所は国営化され、フィリピン航空は(マニラ電力会社の場合同様)マルコスのクローニー(取り巻き財閥)の手に渡った[33]。

(3)左翼勢力の弾圧

マルコスは、戒厳令布告の直接的な理由を、フィリピンにおける共産主義勢力の拡大による政治危機にあると説明し、次のように論じている。

> ……非合法分子たち…がついに陰謀を企み……結集し始めた。彼らは事実上わがフィリピン政府に対し武装した暴動と反乱を計画し、着手し、実行している。その陰謀

(ed.), *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1994).

31 *Far Eastern Economic Review*, December 16, 1972, p.14. *Far Eastern Economic Review*, December 6, 1976, p.16.

32 *Far Eastern Economic Review*, September 24, 1973, p.48. *Far Eastern Economic Review*, July 25, 1975, p.26.

33 ベリンダ・A・アキノ(伊藤美名子訳)『略奪の政治:マルコス体制下のフィリピン』同文舘、1992年、54頁－57頁。

は我国の政治的・国家的権力を力で獲得し、我々の現在の政治的・経済的・法律的秩序をまったく新しい形の秩序に変えてしまおうとするものである。その新しい形の政府の形態、法律制度、その神・宗教に対する考え方、その個人の権利や家族関係に対する観念、その政治的・経済的・法律的・道徳的観念はすべてマルクス・レーニン・毛沢東主義の教義と信念に基づくものである[34]。

マルコスは、戒厳令の布告と継続を、国内における「共産主義者の脅威」と結びつけたが、これには少なくとも次の２点で留保が必要である。第一に、その現実の「脅威」の程度に関する問題がある。68年に、それぞれ党員数100名、ゲリラ人員50名[35]で結成された（中国派）フィリピン共産党（ＣＰＰ）および新人民軍の72年時点での実勢力は、それぞれ党員2000名とゲリラ1000人にすぎず[36]、共産主義者が政府を転覆しようとしているというマルコスの主張は明らかに誇張であった。第二の問題は、マルコス（および政府側）のいう「共産主義（者）」の意味内容である。フィリピンでは、「共産主義（者）」という語句は、マルコス以前からすでに曖昧で、政敵や改革主義者、民族主義者を非難する言葉として頻繁に使用されていた[37]。この傾向は戒厳令下でも変わらず、ＣＰＰと新人民軍以外にも、フク団と密接な関係にあったアキノ上院議員、さらにはカトリック教会内の人権・社会活動家までもが「共産主義者」のカテゴリー下に一括された[38]。

---

[34]『アジア動向年報』73年版、399頁。

[35] 浅野幸穂『フィリピン：マルコスからアキノへ』アジア経済研究所、1992年、179頁。

[36] *Far Eastern Economic Review*, December 17, 1987, p.35.

[37] 例えば、レナト・コンスタンティーノ、レティシア・コンスタンティーノ（鶴見良行他訳）『フィリピン民衆の歴史Ⅳ』井村文化事業社、1980年、1050頁－1051頁参照。

[38] Robert L. Youngblood, *Marcos against the Church: Economic Development and Political Repression in the Philippines* (Quezon City: New Day Publishers, 1993), pp. 98-100.

ＣＰＰは、68年12月、ソ連派フィリピン共産党（ＰＫＰ）の党員であり、民族主義青年団（KM）議長を務めていたシソンが、ＰＫＰから分離独立する格好で立ち上げた党である。この背景には、戦術的・イデオロギー的対立に基づくＰＫＰ内部の世代間対立があった。シソンら若手党員は、毛沢東主義の影響を受けた理論家で、血気盛んだったのに対し、ＰＫＰ旧世代幹部は、50年代のフク団反乱の失敗後保守化し、弱体化した党組織を再建する意思も能力も失っていた。そして68年４月、旧世代幹部とシソン派の秘密会談で、すでに山賊化していたフク団をＰＫＰから切り離し、革命実現のための真の人民軍を建設しようというシソン派の提案が、冒険主義的であるという理由で旧世代幹部に拒否され、会談が決裂したことから、シソンはＣＰＰの結成に踏み切ったといわれている[39]。ＣＰＰ－新人民軍はその後、「アメリカ－マルコス独裁の終焉」をスローガンとして、中産階級出身者を指導層としつつも、農村で武力組織を形成し都市を包囲するという毛沢東主義的戦術を採用しながら、反マルコス体制闘争を展開する[40]。他方、ＰＫＰは、左翼運動における主導権を完全に失ったまま、戒厳令後政府との協力関係に入り、「新社会に統合」された[41]。

政府は、ＣＰＰ－新人民軍問題を、軍事的問題であるだけでなく社会経済的問題であると考えていた。そこで、農地改革やマサガナ99に代表されるコメ増産計画に加えて、80年前後には「『安定』作戦計画（Operation Plan Katatagan)」のような開発計画も実施された。ＣＰＰ－新人民軍の反乱活動の温床は、政府の失政や農村への無知・無関心によって生じた政治的・社会経済的環境にあるという認識に基づき、文軍一体となって通信輸送インフラ・水道・灌漑施設の整備や教育・衛生といった社会サービス等の農村開発を行い、政府への信頼を回復しようというの

---

[39] 吉川洋子「マルコス戒厳令体制の成立と崩壊：近代的家産制国家の出現」河野健二編『近代革命とアジア』名古屋大学出版部、1987年所収、66頁－69頁。

[40] Carl H. Lande, "The Political Crisis", in John Bresnan (ed.), *Crisis in the Philippines: The Marcos Era and Beyond* (New Jersey: Princeton University Press, 1986), pp. 129-134.

[41] *Far Eastern Economic Review*, October 24, 1974, p.16.

が、この計画の内容であった。他方、軍事的な反乱鎮圧活動としては、シソンらＣＰＰ幹部の逮捕[42]や軍事的交戦のほかにも、例えば、バランガイ（村落）住民を強制移住させて新人民軍との接触を断ち切る、国軍を直接農村に送り込んでの強制捜査、住民スパイの活用、民間郷土防衛隊（Civiliau Home Defence Force: CHDF、後述）による不審人物の逮捕・殺害などがあった[43]。

しかし、結果的にみれば、政府によるＣＰＰ－新人民軍の反乱鎮圧の目論みは結局失敗に終わっている。その原因は、政府の対応の失敗と、ＣＰＰ－新人民軍側による主体的活動の成功の２つに大別できよう。まず、前者からみると、農地改革やマサガナ99といった農村開発は、必ずしも農民・農村の生活条件向上や貧困撲滅には繋がらなかった。農地改革によって、小作問題が比較的解決された中部ルソンでは、ＣＰＰ－新人民軍の勢力の伸びは比較的抑制されたという。しかし、その反面、「フロンティア」入植者と現地の政治経済エリートの間で土地所有権をめぐる対立が頻繁に発生したネグロス地方や、輸出志向型農業政策を推進する政府とそれを担う多国籍企業によって半強制的な土地接収が行われたミンダナオ地方、小作問題の解決が進まなかった地方では、新人民軍の勢力と基盤が拡大した[44]。また、政府による軍事活動も、新人民軍の勢力の堀り崩しとは反対の効果を生んだ。国軍の反乱鎮圧活動は、しばしば新人民軍とはまったく無関係の人を巻き込んで多大な人的物的被害を与えたし、逮捕された「容疑者」の中には、法的手続きを無視した拷問を受けたり殺害（サルベージングと呼ばれた）された者も少なくなかった。不十分な兵器・物資供給によって規律の低下した兵士が、農村住民から略奪を行うというケースもみられた[45]。その上、地方での反乱鎮圧

---

[42] *Far Eastern Economic Review*, December 2, 1977, pp.14, 17.

[43] Gareth Porter, *The Politics of Counterinsurgency in the Philippines: Military and Political Options* (Honolulu: Center for Philippine Studies, University of Hawaii, 1987), pp. 87-93.

[44] Porter, *The Politics of Counterinsurgency*, pp. 15-21.

[45] Jose P. Magno, Jr. and A. James Gregor, "Insurgency and Counterinsurgency in the Philippines", *Asian Survey*, vol.26, no.5 (1986), p. 509.

活動に従事する上級将校の大半は、都市部出身で戦闘経験もなかったので、農民層の要求や生活に無関心で同情を示すこともほとんどなく、民心から乖離していた。そのため、「軍が農民から敵視されるのも不可避的であった」[46]。国軍の活動から被害を被った人々、あるいはその恐れのある人々は、しばしば「自衛」目的で新人民軍の支持に回った。この時、新人民軍は、住民の「保護者」として「ロビン・フッド」的なイメージを獲得し、彼らの尊敬を集めたという[47]。また、新人民軍ゲリラの殺害それ自体が、かえって新人民軍の勢力を増やすという現象も見られた。つまり、ゲリラを一人殺害することで、その肉親や親類までも「敵に回す」場合があったのである[48]。総じて言えば、フィリピンでは、軍によ

【表6　マルコス体制下における人権侵害（注1）】

年	逮捕	行方不明	超法規的殺人
1975	——	9	3
1976	——	44	12
1977	1,351	17	51
1978	1,620	10	86
1979	1,961	48	196
1980	962	19	218
1981	1,377	53	321
1982	1,911	42	210
1983	2,088	145	368
1984（注2）	3,038	137	445
1985	7,253	213	517

（注1）新人民軍の殺人は除外。
（注2）11月－12月のミンダナオを除外した数字。
（引用）Richard J. Kessler, *Rebellion and Repression in the Philippines* (New Heaven and London: Yale University Press, 1989), p. 137. より抜粋。
（原典）Task Force Detainees-Philippines, *Philippine Human Rights Update* (Manila, monthly issues for periods covered).

[46] Richard J. Kessler, *Rebellion and Repression in the Philippines* (New Heaven: Yale University Press, 1989), pp. 146-147.

[47] Robert A. Manning, "The Philippines in Crisis", *Foreign Affairs*, vol.62, no.2 (1984-85), p. 404.

[48] Porter, *The Politics of Counterinsurgency*, p.10.

る政治的軍事的弾圧は、革命勢力増大への解決策というよりは、むしろその原因となっていたと言えよう[49]（表６参照）。

次いで、ＣＰＰ－新人民軍側の主体的活動に目を転じると、ここでは、彼らの主張するイデオロギーよりも、彼らが住民に実際に提供するサービスの方が重要であった。まず、いくつかの地方で、新人民軍は、政府の社会福祉や農村開発の不備を衝く形で、医療・教育・農業指導面で独自のサービスを提供した。このような草の根的な支援は、特に貧困地区では、目に見えて効果があった[50]。次に、新人民軍は、借地料の値下げや農業労働者の賃金引き上げ、小作人の借金の棒引き、評判の悪い地主からの農地の没収といった、独自の「農地改革」を断行した。70年代末までに、農民間で政府主導の農地改革への幻滅が広がる中、このような活動は、当の農民たちには魅力的に映った[51]。そして最後に、農村内での治安維持活動があげられる。新人民軍は、（国軍やＣＨＤＦと多くの場合「つるんで」いた）家畜泥棒を処刑するなどして、農村内に秩序をもたらしていた[52]。

以下にあげる、サマール地方での実例は、新人民軍の活動と勢力拡大の様子を明確に描き出している。

> サマールにおいては、新人民軍は、農民によりよい農業方法を指導し灌漑を改良し、医療支援を行うなどの活動を行い接近する。その後、増加する生活費と増大するフィリピン社会の不正に関する討論会が開かれる。……
>
> 新人民軍の〔民心〕掌握は、現地人幹部による〔そうした〕アピールと地方政府の〔住民への〕無視の両方によるものだと思われる。また、軍は、〔住民の〕保護勢

[49] Amy Blitz, *The Contested State: American Foreign Policy and Regime Change in the Philippines* (Maryland: Rowman & Littlefield Publishers, 2000), pp. 205-207.

[50] Filemon C. Rodriguez, *The Marcos Regime: Rape of the Nation* (Quezon City: Moed Press, 1986), p.246.

[51] Wurfel, *Filipino Politics*, pp.227, 267-268.

[52] Ibid., p.267.

> 力とはまったく見なされておらず、激しい嫌悪の対象であったが、これは、〔軍が〕農民から強制的に財産を奪うだけでなく、「避難住民に賃金も払わずに軍事キャンプを建設させる」ためでもあった。それゆえ、大多数の農民にとって、唯一可能な抵抗方法は武力反乱しかなかった。戒厳令は、この意味で、……〔むしろ〕反乱を促進していたのである[53]。

(4) 国民の脱政治化

一般のフィリピン国民の多くは、戒厳令布告を静観した[54]。多くの貧しい国民にとって、戒厳令にともない停止された数々の市民的諸権利・諸自由は、所詮、中産階級や上層階級の「占有物」にすぎなかったし、停止されたところで、自分たちの生活には何ら関係ないと考えていた。また、農地改革を中心とする社会経済改革のためには、強権的措置も必要悪としてやむを得ないという認識もあった[55]。他方、マルコスへの権力集中を危惧していた知識人や学生たちは、戒厳令には当初から批判的であった[56]。また、71年「ミランダ広場事件」を「共産主義者の陰謀」であるとして停止された人身保護令が、72年1月にすでに回復された(すなわち、その脅威はすでに減少していたということになる)にもかかわらず、再び「共産主義者の脅威」を持ち出して戒厳令を布告するというマルコスの行為に、矛盾や不自然さを感じる者もいた。

マルコスは、国家的危機の存在を強調しつつも、戒厳令体制に対する過度の警戒感や反感を国民に抱かせないよう、「ソフト」なイメージ作りに腐心し、戒厳令は軍事クーデターではなく文民政府および立憲的制度は継続しているとしきりに強調した。70年代後期には、戒厳令という言葉すらほとんど使用しなくなり、代わりに「統制ある社会 (command society)」や「立憲的権威主義」、「危機管理政府」という語句を用いる

---

53 *Far Eastern Economic Review*, July 15, 1974, p.25.

54 Adkins, "Philippines 1972".

55 Espiritu, *How Democracy Was Lost*, pp. 34-35.

56 *Far Eastern Economic Review*, January 8, 1973, pp. 23-25.

ようになった[57]。

しかし、どのような名称であれ、戒厳令が現実に布告されている以上、危機管理や治安回復の名のもとに、人身保護令その他の民主的権利は凍結され、民主制時代に比べて明らかに制限された。同時に、戒厳令体制への反対から私兵との結びつき、通常犯罪に至る様々な意味での「新社会建設」の妨害者とみなされた者は逮捕・拘留された。政府は、戒厳令後の逮捕者を、72年末時点で約8000人と公式発表したが[58]、実際にはその数は少なくとも３万人にのぼっていたという。２年後の75年11月時点までで約５万人、77年９月までで累計約７万人が逮捕・拘留された。81年１月までで（少なくとも）約5000人、81年から84年までで約8400人が投獄された[59]。こうした措置を実施する上で、しばしば内容的に曖昧で、解釈や手続きの議論のある法や規則を恣意的に適用して、国民の諸活動を規制するという点が、マルコス体制における政治的抑圧の特色であった[60]。それが可能になったのも、マルコスが新憲法下で立法権を手中に収めると同時に、司法部の独立性を破壊したためであった[61]。

戒厳令下での政治活動の取り締まりの法的根拠となったのは、それと同時に布告された一般命令（General Order: GO）２号であった。「国家権力奪取の陰謀への参加者」の逮捕権を国防大臣に与えるこの命令は、破壊活動、国家安全・法律・公共の安全に対する犯罪や公権力奪取にかか

---

57 Benjamin N. Muego, "The Philippines: From Martial Law to 'Crisis Government'", *Southeast Asian Affairs 1979* (1980), p.223.

58 *Far Eastern Economic Review*, July 9, 1973, p.13.

59 Youngblood, *Marcos against the Church*, pp.138-139.

60 こうしたスタイルは、当初から特定の政治勢力に対して厳しく抑圧的ではあるが明文化された法規則を、手続き的にも厳格に適用したインドネシアのスハルト体制とは対照的であるという。Vincent Boudreau, "Diffusing Democracy?: People Power in Indonesia and the Philippines", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, vol.41, no.4 (1999), pp.7-9.

61 Rolando V. del Carmen, "Constitutionalism and the Supreme Court in a Changing Philippine Polity", *Asian Survey*, vol.13, no.11 (1973). Rolando V. del Carmen, "Constitutionality and Judicial Politics", in David A. Rosenberg (ed.), *Marcos and Martial Law in the Philippines* (Ithaca: Cornell University Press, 1979).

わる犯罪をその対象としていた。これは、後にＧＯ修正２号として、新たに軍の警察権限を強化すると同時に、「誤った情報や噂を流布した者」も逮捕対象者とするよう拡大された[62]。もっとも、ＧＯ２号に基づいて実際に投獄されたのは、通常の犯罪者はともかく、「反乱活動」にはほど遠い反マルコス政治家やジャーナリスト、農民・労働・学生運動の指導者、社会活動に従事する教会関係者らであった。こうした人々が逮捕されたのも、明らかに、「反乱分子」や「破壊活動」の定義が曖昧であったためであった。その定義については政府内でも見解の相違があり、また、エンリレ国防相の場合、「政府に逆らう者、あるいはそうするよう人々を説得する者」を「破壊活動分子」とするなど、かなり曖昧かつ広範であった[63]。

こうした定義上の曖昧さに加えて（あるいはそれゆえに）特徴的だったのは、政治的弾圧の適用範囲の広範さと恣意性であった。77年１月、破壊活動に実際に関与した証拠がなくても、単に関与しようとした意思があるという証拠のみで、政府は容疑者を投獄できるとマルコスは主張した。さらに同年10月、エンリレ国防相の布告した行政命令により、政府は、「国家の安全や公共の秩序を危険にさらす恐れのある活動に関与したかもしれない／現に関与している／関与しようとしている」人物を逮捕できるとされた。こうした規定は、必然的に、正当な罪状のない人物の投獄を促進することになった。実際、政治犯に関するいくつかの調査によれば、「破壊活動」による逮捕者のうちの75％は、実際にはその分類に当てはまらなかったという[64]。

最後に、政治的抑圧の実施手続きや権限の所在についても不明瞭な点が見られた。その典型例が、非合法活動への参加者の逮捕を目的に、戒厳令解除後の81年５月に布告された大統領拘留命令（Presidential Commitment Order: PCO）である。逮捕拘留には裁判所の認知等が必要であ

---

[62] Charles C. McDougald, *The Marcos File: Was He a Philippine Hero or a Corrupt Tyrant?* (San Francisco: San Francisco Publishers, 1987), pp. 125-127.

[63] Youngblood, *Marcos against the Church*, p.140.

[64] Ibid., p. 143.

る旨を定めた通達が布告されたことと相まって、当初、ＰＣＯは、「破壊活動分子」の予防拘禁を制限するものと考えられた。しかし実際には、この通達は無視され、その手続きを経ずに逮捕が行われた。そして、司法上の手続きと逮捕状なしで逮捕できる旨を定めた通達が新たに布告されたことで、ＰＣＯの不透明性はさらに増大した。同時に、この通達は、ＰＣＯでの逮捕者は、大統領あるいは当該担当者の釈放命令が出るまで拘留されると定めていたにもかかわらず、マルコスは、逮捕者の釈放に関しては裁判所の判断を上位に置こうとするなど、決定過程での混乱も見られた。ＰＣＯに基づく逮捕は合法かつ政治的問題であって司法判断の対象外であるという83年５月の最高裁判断も、手続き上の恣意性と曖昧さを増すのに一役買った[65]。ＰＣＯは83年８月に廃止され、新たに予防拘禁法（Preventive Detention Action）にとって代れたが、この規定もまた、拘留期間の上限を一年と定めている（もっとも延長も可能である）ことを除けば、「国家への武力反乱をおこした者のみならず政府を批判した者を拘留する上で、マルコスに類を見ないほど広範な権限を与えるもの」であった[66]。

第２節　マルコス体制下の国家機構 —— 国軍と官僚制 ——

（１）戒厳令以降のフィリピン国軍

マルコスは、国軍との関係やその政治的利用に関して、戒厳令以降も、従来の動向をそのまま継承した。その動向とは、国軍の役割拡大とその私物化もしくは政治的支持基盤化である。

まず、前者の点については、我々はすでに第一部で、マグサイサイ政権以降のフィリピン国軍が、国内治安維持との関連で役割領域を拡大させてきたことをみてきた。国軍が組織として保有する人的物的資源とその職務遂行能力を高く評価していたマグサイサイは、その役割を、社会経済・行政といった文民分野にまで拡大した。ガルシア・マカパガル両

[65] Ibid., pp. 144-148. Sidney G. Silliman, "The Philippines in 1983: Authoritarianism Beleaguered", *Asian Survey*, vol.24, no.2 (1984), p.150. *Far Eastern Economic Review*, June 2, 1983, pp. 38-39.

[66] *Far Eastern Economic Review*, August 25, 1983, p. 14.

政権期にはこの傾向はいったん弱まる。にもかかわらず、「将校の多くは、軍部が政府の政策決定に役割を果たしつづけるべきではないということを受け入れようとはせず、1957年から65年の〔ガルシア・マカパガル両政権期の〕間、軍の予算や規模、政府における役割を削減した両政権を一貫して不安定化させようとした」[67]。これに対して、マルコスは、65年の大統領就任以降、マグサイサイ政権下での流れを復活させることで、いわば軍人の「役割的覚醒」に呼応したのである。

戒厳令後のマルコスは、国軍の「近代化推進者」機能に注目し、その流れを踏襲する一方で、軍人と人格的忠誠関係を築き上げ、国軍自体を自身の政治的支持基盤とするというもう一つの動向も継承した。ケスラー(Richard J. Kessler)によれば、プロフェッショナリズムや文民優位、国家防衛任務への専心などといった戒厳令以前のフィリピン国軍像は神話である。アメリカ軍をモデルに組織され、アメリカ人将校によって訓練され、アメリカ的価値を採用したために、フィリピン国軍はアメリカ軍のように行動すると想定されたにすぎないという。むしろ、上級将校の任命権が議会にあったことと、政党が集票組織としては弱体であったことを反映して、軍人は政治エリートの庇護を求め、他方政治エリートは選挙動員に国軍を利用したというのが実態であった[68]。つまり、軍人と政治エリートが人格的忠誠関係を結び、相互依存するというのが、「旧社会」政治の常態的現象であった。下院議員として政界入りする以前から国軍と緊密な関係を形成してきたマルコスも、そうした「伝統」に則った一人であった。

以下にみるように、戒厳令後のフィリピン国軍は、「旧社会」時代のそうした傾向を引き継いだ。逆にいえば、マルコスは、「旧社会」時代の国軍の行動様式を「新社会」へと持ち込んだ。しかし、だからといって、戒厳令をはさんだ前後で、国軍に量的質的変化が何ら生じなかったというわけではない。第一に、72年以降の国軍の量的変化があげられる。

---

[67] Viberto Selochan, *Could the Military Govern the Philippines?* (Quezon City: New Day Publishers, 1989), pp. 35-36.

[68] Kessler, *Rebellion and Repression*, pp. 106-110.

その兵力数は、マカパガル政権期の４万5000人から72年９月で６万人、74年には10万人、76年には14万人となり、10年間で３倍以上に増大した[69]。軍事支出も、72年の１億3500万ドルが、80年には９億6200万ドルへと増大し、ＧＮＰに占める国軍関連予算の割合も、同期間中、1.6％から2.0％に増大した。加えて、戒厳令体制の成立とともに、アメリカからの軍事援助も増額された。アメリカの対フィリピン軍事援助は、主に軍事援助プログラム、余剰軍備移転、外国軍事販売クレジットから成り立っており、これら３つの合計額は、70－72年総計の5111万8000ドルが、73－76年総計では9229万7000ドルへと増額された[70]。

第二に、議会エリートの権力からの排除およびマルコスの権力独占と相まって、国軍は、各エリートが共通に利用できる政治的資源から、マルコス（およびイメルダ夫人）だけが独占的に利用および支配できるそれへと変化した。言うなれば、国軍は、マルコスによって「私物化」されたのである。

マルコスは、国軍を、開発計画の実施などの点で文民官僚のパートナーとして位置づけ、「社会変化の触媒」「国家的指導者の訓練機関」などと呼んだが[71]、これは事態の半面しか説明していない。より正確には、マルコスは、（マグサイサイ政権期に国軍に持ち込まれた）「新しいプロフェッショナリズム」[72]と、人格的忠誠関係を通じての国軍の私物化・政

---

[69] *Far Eastern Economic Review*, May 20, 1974, p.34. 浅野『マルコスからアキノへ』71頁。

[70] 田巻松雄「フィリピン政治における軍部の役割と二月政変」『アジア研究』第35巻１号（1987年）55頁－57頁。

[71] Albert F. Celoza, *Ferdinand Marcos and the Philippines: The Political Economy of Authoritarianism* (Connecticut: Praeger Publishers, 1997), p.79.

[72]「新しいプロフェッショナリズム」とは、対外防衛よりも国内治安維持を主たる目的に、軍部が社会経済開発や国民形成のような文民分野にまで役割を拡大させることを指す。Alfred Stepan, "The New Professionalism of Internal Warfare and Military Role Expansion" in Alfred Stepan (ed.) *Authoritarian Brazil: Origins, Policies, and Future* (New Heaven: Yale University Press, 1977), p52. Cited in Gretchen Casper, *Fragile Democracy: Legacies of Authoritarian Rule* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1995), p. 33.

治的支持基盤化を結びつけた。そして、この両要素は、一方では役割の拡大が軍人にもたらす昇進や利権獲得の機会によって人格的忠誠心を促進し、他方で、私物化された軍部が「信頼できる」政治的パートナーとして政治システムの安定と運営を担う、という形で相互補完的な関係にあったのである。

それでは以下、まず、「新社会」におけるフィリピン国軍の役割についてみてみよう。

マルコス体制下の国軍は、(戒厳令以前と同様) 行政、社会経済開発、国内治安維持といった分野で役割を担った。行政関連分野では、マルコスは、戒厳令直後の通達で、国軍に農地改革の実施、不法土地占拠者(スクオッター) の公有地からの排除、価格統制の監視、政府内での腐敗や非効率の除去といった任務に当たらせた[73]。また国軍は、戒厳令直後に閉鎖された新聞社・放送局の管理にも当たった (ただしこれは一時的な措置であった)。国家住宅庁やフィリピン・ココナッツ省、税関局、郵政局のトップには退役・現役軍人が就任し、また、何人かの軍人は外交官に任命された[74]。さらに、戒厳令以前同様、道路港湾などの交通インフラ、灌漑システム等の農業インフラ整備のほか、民族芸術センターのようなイメルダ夫人の「文化プロジェクト」にも国軍が投入された[75]。

社会経済分野では、国軍は、マルコスのいう「オリガーキー」から接収した企業や国営企業の管理経営に携わった。例えば、「鉄鋼製品の適切な供給」態勢の確立を名目に政府接収された、ハシント財閥のイリガン総合鉄鋼所がそうである[76]。また、マルコスは、軍人のための企業まで設立した。フィリピン退役軍人投資開発公社と旧韓国派遣兵士投資開発公社である。これらは、本来、退役軍人に雇用と投資の機会を与える

---

[73] 通達 (Letters of Instruction) 1号、2号、27号、35号。Youngblood, *Marcos against the Church*, p.41.

[74] Rigoberto D. Tiglao, "The Consolidation of the Dictatorship", in Aurora Javante De Dios, Petronilo Bn. Daroy and Lorna Kalaw-Tirol (eds.), *Dictatorship and Revolution: Roots of People's Power* (Metro Manila: Conspectus Foundation Inc., 1988), p.53.

[75] Kessler, *Rebellion and Repression*, p.126.

[76] *Far Eastern Economic Review*, November 11, 1972, p. 35.

という目的で設立されたが、74年には現役軍人にも投資の機会が開放された。退役軍人公社は課税を免除された上、政府から1000万ドルもの運用資金を供給されていた[77]。

続いて、治安維持関連分野で注目すべきは、とりわけマニラ首都圏に配置される国軍部隊が増強されたことであった。もっとも、この主目的は、首都防衛という戦略的事情よりも、マルコス一家の護衛にあった。その代表格が大統領保安部隊（Presidential Security Command: PSC）である。その兵力はマルコス体制下で急速に増大し、反マルコス運動が高揚した体制末期には１万5000人にものぼった[78]。同保安部隊は、組織上はフィリピン警察軍（PC）の一部隊にすぎなかったにもかかわらず、その兵力は、警察軍の３分の１を占めるほどであった。この他にも、10ないし12の部隊がマニラ首都圏およびその近郊に配置された[79]。南部ムスリム地域の、モロ民族解放戦線（Moro National Liberation Front: MNLF）との戦闘地帯では物資や装備がほぼ慢性的に不足していたのとは対照的に、大統領保安部隊や国家情報公安局（National Intelligence Security Agency: NISA）のような首都圏の部隊および機関には、優先的に資源や人員が投入された。後に結成される国軍改革運動（Reform the AFP Movement: RAM）が、ＭＮＬＦとの戦闘で最も多くの犠牲者を出したフィリピン士官学校70年～73年卒業生から主に構成されていたという意味で[80]、国軍内でのそうした不均等な資源配分は、後の国軍の分裂要因となっていった。

また、マルコス体制下では、準国軍的な民兵団として、民間郷土防衛隊（CHDF）の組織化と拡充が図られた。同防衛隊は、すでに60年代末

[77] Youngblood, *Marcos against the Church*, pp.45-46. Carolina G. Hernandez, "The Extent of Civilian Control of the Military in the Philippines: 1946-1976" (Ph. D. Dissertation, State University of New York, 1979), pp.224-225. Harold W. Maynard, "A Comparison of Military Elite Role Perceptions in Indonesia and the Philippines" (Ph. D. Dissertation, The American University, 1976), pp. 407-408.

[78] David G. Timberman, *A Changeless Land: Continuity and Change in Philippine Politics* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1991), pp.97, 247.

[79] Casper, *Fragile Democracy*, p.109.

[80] Tiglao, "The Consolidation of the Dictatorship", p. 68.

からバリオ自警団として一部地域で組織されていたものを[81]、73年新憲法（第15条13項）で追認する形で正式に規定されたものであり、76年には7万3000人もの兵力を抱えるようになった。同防衛隊は、同程度の規模の正規軍を組織するよりも安価な治安維持機構として、新人民軍やMNLFの弾圧を主目的に動員され[82]、制度上は、国軍の指揮命令・監督下に入るとされていた。しかし、実際には、国軍の統制が必ずしも及ばなかったためにその規律は低下したばかりか[83]、狂信的なカルト集団がそのまま郷土防衛隊として再武装されるケースもあり[84]、同隊は、治安問題の解決策というよりもむしろ問題の一部であり、人権侵害の原因となっていた。また、農園主や地主など、地方経済エリートが、農業労働者や農民の抵抗を抑圧する手段としても、郷土防衛隊は利用された。同隊に関する限り、マルコスは、(治安回復を名目に政治エリートの私兵団を解体したのとは対照的に)民間人の武器所有を正当化し、暴力をフィリピン社会に拡散させたというのが実情であった。

最後に、国軍の役割と影響力は、地方政治レベルでも増大した。従来の全国4つの警察軍管区を新たに全国13の地方司令部に置き換えるという78年5月の警察軍機構改革は、警察軍将校に昇進用のポストを新設すると同時に、軍の地方政治・行政における影響力を増大した。「これは、地方（Region）を地方行政の主要単位にする広範な努力の一環だったとはいえ、〔実際には〕従来の地方指導者層のその地方での影響力を弱め、中央からのコントロールを強化するために」[85]実施されたものであった。

以上のような国軍の政治的・行政的・社会経済的役割の拡大は、中央・地方の両レベルで、従来文民官僚制や政治エリートが担ってきた役割を、国軍がとって代ったことを意味した。これは、議会閉鎖と（それに伴う）政治エリートの権力およびパトロネージからの排除とも相まっ

---

81 第2章第2節(2)参照。

82 Kessler, *Rebellion and Repression*, p.120.

83 Porter, *The Politics of Counterinsurgency*, pp. 91-92.

84 Kessler, *Rebellion and Repression*, p. 127.

85 Kit G. Machado, "The Philippines 1978: Authoritarian Consolidation Continues", *Asian Survey*, vol.19, no.2 (1979), p. 135.

て、国軍が新たなパトロンとして台頭するという現象を引き起こした。メイナード（Harold W Maynard）によれば、

> 議員たちは、恩恵を施す〔パトロンとしての〕役割を、国軍将校にとって代わられてしまった。今や、文民と軍人の両者が、〔国軍の〕上級将校を日常的に訪れ、仕事の確保、家族内問題の解決、申請の処理、地域開発プロジェクトの獲得、無能な地方官吏の更迭といった事柄への助力を求めている。軍のパトロンが、あらゆる形の政府内非効率を削減するために必要とされている。〔こうして〕伝統的パトロン－クライアント関係は、……戒厳令の下で、新たな舞台へと移動したのである[86]。

文民統制という「建前」と、独立闘争時に積極的な役割を果たさなかった（アメリカ統治時代に創設された警察軍は、むしろ独立闘争を弾圧する側に立っていた）という歴史的経緯から、フィリピン国軍の政治的社会的威信は、従来、必ずしも高くはなかった。しかし、マルコス体制期に、国軍の政治的重要性と影響力は増大し、いまやパトロンとしての地位を確保するほどになった。この結果、国軍は、現行の権威主義システムに利益を見出す勢力となった。

その役割拡大にともない、マルコス体制下の国軍が、地方エリートや与党「新社会運動（Kilusang Bagong Lipunan KBL）」を凌ぐほどの政治的影響力を獲得したという意味で、政治化したことは間違いない。そしてこれは、軍人の間に、一種の「政治的自信」あるいは「権力者意識」を生み出した。キャスパー（Gretchen Casper）は、その社会経済的な役割の拡大とともに、国軍将校の間に新しい考えが生まれたと論じ、「この考えとは･･･物事が正しくなかったり、うまく進んでいない時には、軍部は国事に政治的に介入するする能力があるということである」とい

---

[86] Harold W Maynard, "Views of the Indonesian and Philippine Military Elites", in Sheldon W Simon (ed), *The Military and Security in the Third World Domestic and International Impacts* (Colorado Westview Press, 1978), p 131

う、ある将軍のコメントを紹介している[87]。同時に、国軍の間には、反議会・反正統的な思考様式も広く見られるようになっていった[88]。しかし、マルコス体制下の国軍は、文民統制の範囲を脱し、独自の政治的意思と発言権を持つ自律的な政治集団化するという意味では、政治化していたとは言えない。例えば、戒厳令布告の決定は、エンリレ国防相および国軍上級幹部との協議を経て下されたが、これは、より詳細に見れば、マルコス自身が決定したものを国軍の賛意・同意を得て実施したということであって、戒厳令布告をマルコススとともに国軍が決定したということではない[89]。また、国軍が政策決定過程に関与したのは事実だが、政策決定過程に影響力をもったのは、フェビアン・ベール (Febian Ver) 一名であり、それも、将軍・参謀総長というよりは、マルコスの顧問という立場においてにすぎなかった[90]。国軍の政策決定への関与が最初に公然化したのも、体制末期の83年11月の時点であった[91]。総体的にみて、マルコスは、軍の政治的発言力を強めるよりは、むしろ文民統制の範囲内で、それを自身の政治的支持基盤とすることに力点をおいたといえる。その手法が「国軍の私物化」であった。これは、他の政治エリートの国軍に対する影響力を排除した上で、国軍とマルコス (およびイメルダ夫人) との間に、職務上というよりもむしろ人格的な忠誠関係を形成し、マルコス、イメルダおよびその側近しか国軍を管理統制できない状態に置くことである。そこで次に、その具体的な手法を見ていくことにしよう。

---

87 Casper, *Fragile Democracy*, p.97.

88 Maynard, "Views of the Indonesian and Philippine Military Elites", p. 146.

89 Alex B. Brillantes, "Explaining Philippine Authoritarianism: Martial Law in 1972" (Ph. D. Dissertation, University of Hawaii, 1986), pp.65-66, 70-71. 藤原帰一「民主化過程における軍部：A・ステパンの分析とフィリピン国軍」日本政治学会編『年報政治学1989　近代化過程における政軍関係』岩波書店、1989年、147頁。

90 藤原「民主化過程における軍部」147頁。

91 この時、国軍幹部は、閣議および行政委員会に出席している。Carolina G. Hernandez, "The Philippine Military and Civilian Control: Under Marcos and Beyond", *Third World Quarterly*, vol.7, no.4 (1985), p.909. Kessler, *Rebellion and Repression*, p. 119.

それには、まず、国軍の役割増大に伴う利益供与・利権の拡大があげられる。国軍の文民分野への進出は、現役軍人には副収入と昇進の機会を、退役軍人には天下り先と生活の保障を与えた。待遇面でも改善が見られ、戒厳令直後の72年9月30日には、国軍は犯罪撲滅と治安維持の重責を担っているとの名目で、少将以上の将校の昇給が実施されたのを皮切りに、以降、数度にわたって昇給が行われた。他にも、退職金・保険・奨学金制度の拡充といった待遇改善や、上級将校の1000人規模の一律昇格が実施された[92]。もっとも、昇給の恩恵は国軍全体に行き渡っていたわけではなく、士官学校卒の少将クラス軍人と准将との間には、月額にして約4倍もの所得格差があったという[93]。また、マルコス体制期のフィリピン国軍には、非合法事業や犯罪的行為、麻薬・マリファナの密輸と生産まで様々な腐敗行為が広がっていたが、これらはほぼ黙認された[94]。

続いて、将校の人心掌握を目的とした定年延長も実施された。表向きには、国軍の作戦上重要な地域を担当しているという戦略的事情を、将軍レベル将校の定年延長の理由としたが、その真の目的は彼らの忠誠心を確保することにあった[95]。半年ごとの更新として実施されたこの定年延長は、マルコスに対する彼らの忠誠心を定期的に「点検」し、その再生産を促すと同時に、彼らがマルコスからのそうした特権供与を求めて互いに競合するという状況を作り出した[96]。これは、上級将校が一丸となってマルコスに挑戦するという可能性を減らすのに貢献した。しかし、78年時点で77人中47人、80年時点で73人中30人[97]にものぼる「居座り将

---

[92] Justus M. van der Kroef, "Communism and Reform in the Philippines", *Pacific Affairs*, vol.46, no.1 (1973), p. 40. Clark Neher, "The Philippines 1979: Cracks in the Fortress" *Asian Survey*, vol.20, no.2 (1980), p.159. Benjamin N. Muego, *Spectator Society: The Philippines under Martial Rule* (Ohio: Ohio University Press, 1988), p.112.

[93] *Far Eastern Economic Review*, August 7, 1981, p.12.

[94] Kessler, *Rebellion and Repression*, p. 125.

[95] *Far Eastern Economic Review*, August 7, 1981, p.12.

[96] Kessler, *Rebellion and Repression*, p. 127.

[97] Machado, "The Philippines 1978", p. 135. *Far Eastern Economic Review*, January 30, 1980, pp. 28-31.

軍」の存在は、必然的に人事上の頭打ちをもたらし、中・下級将校の間にフラストレーションを引き起こす一因となった。

最後に、「イロカノ化」および「人脈人事」の利用があげられる。すでにみたように、マルコスは、戒厳令以前から、議会の人事任命委員会の承認を必要としない中将クラスの将校を中心に、同郷のイロカノ族を登用する「イロカノ化」を進めてきたが、その傾向は、戒厳令後さらに強まった。「イロカノ化」が最も顕著だったのは、首都圏すなわちマルコス一家の護衛に当たる大統領保安部隊と、マニラ近郊の警察軍部隊であった[98]。これには、マルコスと同郷という地縁による国軍統制と同時に、マルコスとイロカノ族軍人との間の利益供与と忠誠心の交換という意味が込められていた。非イロカノ系軍人やマルコスへの忠誠心が不確かな軍人、マルコスの信頼を勝ち得ていない軍人が、新人民軍やMNLFとの戦闘の前線に送り込まれ、職務的にも物資的にも厳しい生活環境に置かれていたのとは対照的に、大統領保安部隊や国家情報公安局の軍人は軍内エリートとして、マニラやその近郊で比較的恵まれた生活を送っていた[99]。また、(4軍のうちで特に国内治安維持を主に担当する)警察軍の将軍22人のうち、18人がイロカノ族で占められていた[100]。

大統領保安部隊や国家情報公安局、マニラ警察軍(Manila Constabulary Command)といった首都圏部隊・機関の指揮を担ったのはフェビアン・ベール将軍であった。イロカノ族であり、かつ、マルコスと血縁関係にあった彼は、マルコスのボディーガードから大統領保安部隊指揮官、国家情報公安局長官にまで登りつめた、マルコスの腹心中の腹心である。ベールの3人の息子も同保安部隊に配属されていた[101]。人格的な忠誠関係を重視するマルコスの傾向は、81年の国軍人事異動で、エスピーノ参

---

98 Casper, *Fragile Democracy*, p.103.

99 Carl H. Lande, "The Political Crisis", in John Bresnan (ed.), *Crisis in the Philippines: The Marcos Era and Beyond* (Princeton: Princeton University Press, 1986), p.135.

100 Carl H. Lande, "Philippine Prospects after Martial Law", *Foreign Affairs*, vol.59, Summer (1981), p.1156.

101 Kessler, *Rebellion and Repression*, p. 121.

謀総長の後任にベールが任命されたことでより一層顕著になった。当時、新参謀総長候補として人事的に順当視されていたのはベールではなく、フィデル・ラモス（Fidel Ramos）警察軍司令官（92年～98年フィリピン大統領）であった。国軍組織再編委員会やエンリレ国防相もラモス支持を打ち出していたが、マルコスはこれを押し切る形でベールを新参謀総長に任命したのである（ラモスは副参謀総長に任命された）[102]。ここにおいて、マルコス－ベール閥で国軍全体を統制する制度的布石が整った。そして、国軍を全国12の地方統合司令部に再編し、その各地方司令官（これはベール参謀総長が任命する）が大統領－参謀総長と直結の指揮命令系統に入るという83年の国軍機構改革[103]によって、「人脈を通じた統制」が組織的に完成するのである。他方、70年代末から、マルコスへの対抗意識と政治的野心を顕在化させていたエンリレ国防相は、78年の通達776号によって国軍人事任命権を失い[104]、83年の上記改革によって指揮命令系統からも排除された。

以上のように、国軍を統制する主体が、マルコスとその側近に限定されたという意味で、フィリピンにおける文民統制は質的に変化した。しかし、他方で、その統制手法は、本質的には「人格的忠誠心を通じた」ものであり、「国軍を私物化する」ことでそれをなしえようとするものであった。この点で、マルコスは、「旧社会」時代の政治エリートの行動様式を踏襲し延長したにすぎなかった。

（2）マルコス体制下の官僚機構

国家機構自体がパトロネージの資源となること、および、パトロネージ配分のチャネルとして利用されたという点では、国家官僚制も同様であった。フィリピンでは、マルコス体制以前から、官職ポストは、大統領や上下院議員らが支持の見返りに与える恩恵として、政治的パトロン

---

102 *Far Eastern Economic Review*, August 7, 1981, p.12.

103 Hernandez, "The Philippine Military and Civilian Control", pp. 910-911. Felipe Miranda, "The Military", in R. J. May and Francisco Nemenzo (eds.), *The Philippines after Marcos* (New York: St. Martin's Press, 1985), pp. 92-94.

104 Casper, *Fragile Democracy*, p.101.

ークライアント関係に組み込まれていた。これは、行政組織の(人脈的)分裂、および選挙毎の頻繁な人事異動や過剰人員(したがって公務員の給与は必ずしも高くない)に由来する非効率や腐敗の原因にもなっていた。また、行政的非効率は、大統領選挙のあり方とも関連していた。政党が政策集団として機能していなかったこととも相まって、大統領選挙では、挑戦者が、現職大統領の政策や組織を引き継ぐというよりは、それらを否定および攻撃するという形の選挙運動が展開された。その結果、「新大統領は……就任に際して、前任者の政策や活動、制度を否定し新たに発展させる」[105]のであり、歴代政権は、「行政改革」の名のもとに、行政機関の新設と統廃合を繰り返してきた[106]。このことも、行政機関の組織的重複や不安定性、行政的非連続性の一因となっていた。

政権就任後に行政機構再編に着手するという点ではマルコスも例外ではなく、68年9月に、「より一層の社会経済的発展という国家目標を…政府が追求…できるよう、政府における簡素性、効率性、経済性を促進する」という目的で、行政再編委員会が設置されている。マルコスが、戒厳令布告直後に公布した大統領令第1号による行政改革案は、同委員会での見解を土台にしたものであった[107]。この大統領令をはじめとするマルコス体制下の行政改革の目的は、次の4点にあるとされた。すなわち、①議会エリートによる行政府への影響力行使の排除、②省庁数と余剰人員削減による行政の簡素化、③ネポティズムやスポイルズを排除するためのメリット・システムの導入と整備、および有能な人材を確保するための給与制度の改善、④開発志向性の行政機関への注入、がそれである[108]。

---

105 Frank H. Golay, "Some Costs of Philippine Politics" *Asia*, no. 23(1971), p.55.

106 Alex B. Brillantes, Jr. and Bienvenida M. Amarles-Ilago, *1898-1992: The Philippine Presidency; Background, Political Influences on, and Administrative Growth of the Philippine Presidency* (Quezon City: College of Public Administration University of the Philippine, 1994), pp.116-117.

107 Victoria A. Bautista, "Structure of the Planning System in the Philippines", *Philippine Journal of Public Administration*, vol.29, no.2 (1985), pp.156-157.

108 片山裕「マルコス政権下の官僚制:とくに幹部公務員制度に焦点をあてて」矢野暢編『講座政治学Ⅲ　地域研究』三嶺書房、1987年所収、225頁－227頁。

しかし、行政改革の実態は、そうしたスローガンとは大きくかけ離れていた。行政機関の簡素化という目標にもかかわらず、その数と人員はむしろ増大していた。民間部門に見るべき雇用機会が乏しく、政府部門が最大の雇用供給源であるという発展途上国一般に広く見られる事情も手伝って、政府公務員数は、73年から85年にかけて、約40万2000人から約94万2000人へと、2倍以上に膨張した。政府系企業の数も、70年の65から83年の249へと、4倍近くに増加している[109]。また、メリット・システムの実現を目的に導入された幹部公務員制度（中央各省庁の上級公務員職には、一定の研修を経た後幹部公務員として資格認定された者だけが任命されるという制度）についても、無資格者を人事登用するという実例が頻繁に見られ、「一般的には、大臣がマルコス大統領夫婦に近い有力者であるほど無資格者の比率が高く、そうでない省庁ほど有資格者の比率が高い」という傾向が見られた[110]。このことは、中央省庁の幹部ポストが、マルコスおよびその側近のパトロネージの資源として利用されていたことを表していた。マルコス体制下の国家官僚制は、まさに、「マルコスを頂点とする巨大なパトロン－クライアント関係」[111]として存在していたのである。事態は地方行政機関でも同様であった。マルコスは、開発計画の実施に際して、いくつかの地方（Region）ごとに行政機関を設置したが、その責任者はすべて「大統領によって任命された人物であった。マルコスは通常、彼に対して忠誠心を持つ地方有力者を〔その職に〕任命した。彼らのマルコスとの親近性は、資源と財源のみならず、〔政府との〕直接的なコミュニケーションと政府からの迅速な対応を保証し、翻ってこれらすべてが、大統領の彼らに対する支配を保証した。……〔また〕マルコスは、著名な地方的指導者を通じて、自らを草の根に結びつけた。…1973年以降、あらゆる公務員は、その地位を大統領に負うようになった。彼らの政府職への任命は、かなりの部分恩恵と見なされていたのであり、必ずしも能力に由来していたわけではなかっ

---

109 前掲書、228頁－229頁および表8－1、8－3。

110 前掲書、220頁－223頁。

111 前掲書、245頁。

た」[112]。

同時に、マルコス体制下の官僚制は、パトロネージ配分のチャネルとしても重要な役割を果たした。その代表的事例が、1978年に設置され、イメルダ夫人が大臣を務めた居住環境省であった。同省の管轄領域は、水道、エネルギー、食糧、衣料、労働、医療、教育・文化・科学技術、スポーツ・娯楽、住居、運輸と、人間の生活をほぼ網羅するほど広範で、国防と外交を除く既存省庁と権限を重複させていた。のみならず、他省庁・機関の協力や支援を要請できるというより上位の立場に置かれていたことから、「政府の中の政府」と呼ばれていた。こうした性質上、同省によるプロジェクトは大規模かつ広範で、同時に、イメルダ夫人のパトロネージ配分の手段ともなっていた。例えば、同省初の本格的プロジェクトと位置づけられた「新社会用地サービス（ＢＬＩＳＳ）」計画は、人口の都市集中を抑制するための農村再開発計画であり、居住地の新規造成による娯楽施設および水道、水力発電の設置、住宅産業の活性化を含んでいた[113]。また、貧困層に経済的上昇の機会を与えるという目的で実施された「生活向上運動」は、養豚労働者への資金貸付から農産物貯蔵施設と市場の設置、フィリピン民芸品の輸出促進などを網羅する、総額11億ペソ以上（1988年までの予定で）にものぼる一大プロジェクトであった[114]。

さらに、これらのプロジェクトは、その実施過程にバランガイ役人を組み入れたことで、草の根のレベルまでパトロネージのネットワークを形成することにも貢献した。「イメルダ・マルコスの空想的な基準をもってしても、ＢＬＩＳＳの概念は･･･目的の数という点で際立っている。〔彼

---

112 Celoza, *Ferdinand Marcos and the Philippines*, p.87.

113 *Far Eastern Economic Review*, February 19, 1979, pp. 46-47.

114 もっとも、軍人の給与補填など、本来とは異なった目的・用途に用いられたり、実施途中で横領された金額もかなりの額にのぼるという。*Far Eastern Economic Review*, October 29, 1982, pp. 34-36. また、居住環境省のプロジェクトには、世銀やＩＭＦなど「正規の」借款に加えて、本来そこには使用されるはずのないアメリカからの経済援助が転用されていたという。ベリンダ・アキノ『略奪の政治』95頁－96頁。

女〕は、一挙にも区内の社会開発の責任を手中に収め…た。彼女は、ＢＬＩＳＳバランガイ部隊を通じて、軍部とは別個の、独立した即席の権力基盤を形成したのである」[115]。

第３節　クローニー資本主義と王朝化 —— 公権力の私的利用 ——

（１）富・権力・家族

「新社会」の「旧社会的性質」を示すもう一つの事例が、政治エリートおよび経済エリートによる「公権力の私的利用」という行動様式であった。第一部で論じたように、「旧社会」政治エリートの主要な目標および存在意義は、公職就任を通じて、公的目標ではなく自身や一族、支持者の私的個別的な特殊利益を獲得・配分することにあった。公職にあるエリートが、許認可権の行使や特別立法によって特定の企業や団体に優遇措置を与え、見返りに金銭・支持を得るという意味で、政治権力は富への道であった。反対に、（その効力は次第に薄れつつあったとはいえ）パトロンとして私財や国家財源を分配することで、クライアント（有権者）の支持を動員しえたという意味で、富は政治権力への道でもあった。

国家権力を私的目的に利用するという点については、政治エリートのみならず、経済エリートも同様であった。フィリピンの経済エリートは、過当競争の防止や国内地場産業の（外資からの）保護、政府系金融機関からの融資や外貨割当てをめぐって、しばしば政府に助力を求めるというレント・シーキング活動を展開していた。例えば、50年代のコントロール政策の時代、「レント・シーカーの企業家たちは、保護された国内市場向けの製造活動を行う際に、彼らが思いもよらない利益を得ることを可能にするドル割当てを求めて、中央銀行のホールに殺到した。そのようなレントが獲得できる限り……〔彼らにとっては〕自企業の『内部的効率性と投資』に関心を寄せることよりも、政府とのつながりを維持することの方がより重要」なのであった[116]。

もっとも、戒厳令以前は、大統領にせよ議会エリートにせよ、公権力

---

[115] *Far Eastern Economic Review*, February 26, 1979, p.44.

[116] Hutchcroft, "Oligarchs and Cronies in the Philippine State", p. 423.

を用いた特殊利益追求には制度的・非制度的な制約が存在していた。選挙による定期的な権力交代が制度的に保証されていたことに加えて、大統領と議会の双方ともに、相互的な圧力や取引から自由ではなかった(例えば大統領は、与党議員の党籍変更を抑制するために、彼らに一定の「分け前」を与えなければならなかった)。また、彼らは、メディアによる腐敗への非難や糾弾にもさらされていた。しかし、戒厳令後は、マルコスへの権力集中が進む一方で、選挙と議会が停止され、メディアの活動に制約がかけられた結果、権力行使への制約が失われた。そして、従来の「腐敗のバランス」は崩れ、マルコス一族による国家機構および権力の私物化と、それを用いての取り巻き財閥に対する無制約的な優遇、いわゆる「クローニー資本主義」が進行していった。

また、マルコス体制下では、一族の政治的台頭が見受けられた。これを理解するには、フィリピンにおける家族(一族)の社会的位置づけ、および家族と政治の関係について見ておく必要がある。

家族は、フィリピンの中核的な社会制度である[117]。フィリピンは伝統的に、地縁や言語集団といった一次集団への帰属心が強い社会であるが[118](マルコスが国軍の「イロカノ化」を進めたのはこれと関連している)、とりわけ家族は、そうした帰属心の対象として中心的な役割を占めている。人々は個人としてではなく、家族の一員として社会化される[119]。この場合の家族とは、単なる世帯ではなく、双系制を通じて父方・母方双方に広がる親族集団、それにコンパドレ(名付け親)に代表される儀礼的血縁関係も含めた広い意味での親族集団である[120]。こうした広

---

117 Wurfel, *Filipino Politics*, pp. 33-36.

118 この傾向はマルコス以後のフィリピン政治でも観察され、1992年大統領選挙での投票行動を左右する主要因であった。Carl H. Lande, *Post-Marcos Politics: A Geographical and Statistical Analysis of the 1992 Presidential Election* (Singapore: Institute of Southeast Asia Studies, 1996), Chap.3.

119 メアリー・R・ホルンスタイナー「タガログの社会組織」(メアリー・R・ホルンスタイナー編(山本まつよ訳)『フィリピンのこころ』めこん、1977年所収)56頁−61頁。

120 Alfred W. McCoy, "'An Anarchy of Families': The Histriography of State and Family in the Philippines", in Alfred W. McCoy (ed.), *An Anarchy of Families: State*

義の家族の社会的重要性については、文化的要因と並んで、スペイン植民地時代以来の歴史的要因からも説明が可能である。すなわち、スペイン植民地政府の無策と圧政は、住民に実質的な福祉やサービスを何ら与えなかったばかりか、政府は他者であるという認識を植えつけ、その結果、彼らは、福祉や自己防衛の最も手近な手段として家族を位置づけた、というのがそれである[121]。

家族はまた、エリートとマスの双方にとって、基本的な政治的単位でもあった[122]。家族は、「名のある単位として永遠のアイデンティティーを持ち、……相続可能な名声・忠誠心・同盟を形成する。政治的家系に生まれるということは、名家の一員としてのアイデンティティーのみならず、〔そうした〕役割モデルと訓練期間を与えるのである。フィリピンの家族は最も永続的な政治的単位であり、いくつかの広範な組織原理が欠落している状況下では、他のあらゆる単位がその中へ解消していく単位でもある。階級やエスニシティ、宗教、イデオロギーといったいくつかのカテゴリーに基づく持続的な投票母体（voting block）として組織された利益集団のない〔フィリピン〕社会では、家族は、地方部で権力をめぐって競合…するファクションを形成する単位となるのである」[123]。

---

and Family in the Philippines (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1994), p. 10.

[121] O. D. Corpuz, "Cultural Foundations" in Jose V. Abueva and Raul P. de Guzman, *Foundations and Dynamics of Filipino Government and Politics* (Manila: Bookmark, 1969), pp. 13-14.

[122] Kit G. Machado, "Changing Patterns of Leadership Recruitment and the Emergence of the Professional Politician in Philippine Local Politics", in Benedict J. Kerkvliet (ed.), *Political Change in the Philippines: Studies of Local Politics Preceding Martial Law* (Honolulu: The University Press of Hawaii, 1974). Kit G. Machado, "Continuity and Change in Philippine Factionalism", in Frank P. Belloni and Dennis C. Beller (eds.), *Faction Politics: Political Parties and Factionalism in Comparative Perspective* (California: ABC-CLIO Inc., 1978). もっともマチャドによれば、家族を基盤として形成・運営される政治的ファクションは、より専門化されたマシーンへと変化する（もしくはとって代られる）としている。第2章第1節も参照。

[123] Brian Fegan, "Entrepreneurs in Votes and Violence: Three Generations of a Peasant Political Family", in McCoy (ed.), *An Anarchy of Families*, pp. 50-51.

そして、選挙を通じて公職を勝ち取り、その地位とそれに付随する威信や権益に「味をしめた」エリートは、それらを「永続的な権利」に転化すべく次世代に引き継ごうとしたり、「資産」として一族で所有・私物化しようとする。これが「王朝化」に他ならない[124]。

(2) 王朝化と蓄財

国家機構に寄生して私的蓄財を進めたのは、後述するクローニーのみならず、マルコス一族も同様であった。富を政治権力の維持・獲得手段とみなし、同時に政治権力を用いて富を拡大するというふうに富と政治権力を結びつける政治観を、マルコスはすでに下院議員時代から実践してきたし、また、そうした政治観はマルコスに限られたものでもなかった。この意味で、マルコスおよびその行動は、「政治的異端」というよりも、むしろマルコスがフィリピン政治エリートの政治文化・行動様式に自己を順応させたものであった[125]。

大統領就任後(とりわけ戒厳令布告後)のマルコスは、「ミスター10%」という呼び名が示すように[126]、大規模プロジェクトを受注した業者からコミッションやリベートを受け取る、アメリカの軍事・経済援助予算の一部を不正に着服・流用する、(フィリピン国立銀行などの)国庫から予算を私的目的に流用するなどの方法で不正蓄財を行った[127]。その総額は、大統領在任20年間で50億ドルから100億ドル、あるいはそれ以上と推定された[128]。マルコス自身の生活は比較的質素であるといわれていたが、それとは対照的に、イメルダ夫人の派手さと放蕩ぶりは国民のみならず、海外メディアにまで周知の事実であった。イメルダはこうし

---

124 Ibid., pp.51-52. McCoy, "'An Anarchy of Families'", pp. 19-27.

125 Lewis E. Gleek, Jr., *President Marcos and the Philippine Political Culture* (Manila: Loyal Printing Inc., 1987), pp. 22-25. David Wurfel, "Elites of Wealth and Elites of Power, the Changing Dynamic: A Philippine Case Study" *Southeast Asian Affairs 1979* (1980), p. 240.

126 Tiglao, "The Consolidation of the Dictatorship", p. 41.

127 ベリンダ・アキノ『略奪の政治』第5章。

128 *Newsweek*, March 31, 1986, p. 25.

たライフスタイルを、多くの国民をひきつける魅力の一つなのだと正当化した。事実、フィリピンの貧困層の中には、（イメルダが名門ロムアルデス家の家系に生まれながらも不遇の少女時代を送ったという周知の事実とも相まって）イメルダの行動スタイルと社会的上昇とを自己投影し、代替的満足感を得ている者も少なくなかった。しかし、その半面、イメルダ自身は自分を決して「成り上がり」とは認めようとしなかった。その結果、イメルダと自身を同一化する貧困層はいても、イメルダ自身が貧困層に同一化できないという皮肉な現象が生じていたという[129]。

また、戒厳令体制下では、マルコス一族の公職就任も進んだ。65年の大統領選で、その個人的魅力から「マルコスの秘密兵器」として当選に力を発揮し[130]、70年初頭にはマルコスの後継者と目されたイメルダ夫人は、戒厳令後、マルコスに次ぐナンバー２の地位にまで登りつめた。イメルダは75年にはマニラ首都圏知事、77年には（前述の）居住環境省大臣、81年には（副大統領の代わりに設置された）行政委員会の委員にそれぞれ任命された。この間、78年には、暫定国民議会選挙で与党ＫＢＬから立候補し当選している。イメルダは外交面でも活動し、アメリカ、中国、ソ連、リビア、サウジアラビア等を訪問した。とりわけ、中東諸国や中国との外交は、それぞれＭＬＮＦや新人民軍への外的支援とも関連したデリケートな問題であり、イメルダはこれらの国々にマルコスの特使として先に送り込まれ、「信頼形成」の役割を担った。マルコスの長男ボンボンとエイミーは、それぞれ（マルコスの出身地である）イロコス・ノルテの州知事およびバランガイ青年団の議長に就任した。また、マルコスの実兄と実母も、老人医療保険委員会とコメ・トウモロコシ局での要職にそれぞれ就任した[131]。

（３）クローニー資本主義

---

[129] *Far Eastern Economic Review*, January 2, 1976, pp. 28-30.

[130] Vincente L. Rafael, "Patronage and Pornography: Ideology and Spectatorship in the Early Marcos Years", *Comparative Studies in Society and History*, vol.32, no.2 (1990), pp.283-290.

[131] Thompson, *The Anti-Marcos Struggle*, p.53.

企業家としての「クローニー (crony)」は、さしずめ、「以前は無名であったにもかかわらず、時の政権と癒着し、その保護を受けることで急成長を遂げ、企業規模を拡大した新興財閥グループ」であると定義できよう。経済主体としてのクローニー、すなわち「取り巻き財閥」の存在は、マルコス時代に限った現象ではない。しかし、権力の独占と恣意的行使、およびその長期さゆえ、マルコス体制下でのクローニーが、歴代政権のそれを凌駕するものであったこともまた事実であった。

クローニーの優遇にあたって、マルコスが掲げた正当化根拠は次の2点であった。その第一は、「土着系企業の育成」という民族主義的根拠である。フィリピンの伝統的財閥を民族的出自に沿って大別すると、アラヤ・ソリアノ両家に代表されるスペイン系、ユーチェンコ家やゴコンウェイ家に代表される中国系、そして土着系の3つに分類できる。このうち特に、(マレーシアのプミブトラ政策のように) 土着系企業を優遇的に育成することで、フィリピン経済をスペイン系および中国系財閥の支配から解放するというのがその内容であった[132]。マルコス体制下のクローニー企業家のほとんどがマレー系から構成され、スペイン系財閥のほとんどが排除されていたのは事実である。しかし、クローニーの中には、デューイ・ディーやルシオ・タンのような中国系実業家も含まれていた。結局のところ、マルコスにクローニーとして認められるか否かは、民族的背景や企業経営能力の有無よりも、(後に見るように) マルコス個人との関係によって決定されていた。もう一つの正当化根拠は、フィリピン版「日本株式会社」を形成するという主張であった。ここでは、政府と民間主要産業部門が協力することにより、一企業の利益を超えて、発展や平等、雇用機会拡大などの国家的利益を実現するという目標が主張された[133]。しかしながら、「2、3の例外はあるが、クローニーたちは、彼らが国家経済に対して行っていることにほとんど注意を払わ〔ず〕…持続的な産業国家を築くよりも、自身の短期的利益に関心を持っ

---

[132] Bernardo Villegas, "The Economic Crisis", in Bresnan (ed.) *Crisis in the Philippines*, p. 163.

[133] Tiglao, "The Consolidation of the Dictatorship", pp. 48-49.

ていた」[134]というのが実態であった。

その「盟友」の具体的事例としては、ディシニ（機械、タバコ）、ベネディクト（砂糖、マスメディア）、クエンカ（建設）、コファンコ（ココナツ他）などがあげられる。これらのクローニーの多くは、マルコスの旧友や親戚、もしくは「儀礼的血縁者」であった。彼らは、マルコスによって施される行財政的措置を後ろ盾に、戒厳令後、事業の多角化を図り、事業規模と勢力を拡大していく。

マルコスがクローニーに対して行った優遇策は、政府による独占的事業機会の提供と、経営危機時の行財政的支援の２つに大別できる。まず、前者について見ていこう[135]。ここで事例として取り上げるのは、「ココナツ王」と呼ばれたコファンコ財閥である。その総帥エドアルド・コファンコとマルコスは、互いの子供の名付け親（コンパードレ）であることから儀礼的血縁関係にあった。コファンコの台頭は、73年に始まるココナツ産業の改善事業政策によるものであった。まず、75年の大統領令で、従来のココナツを新品種に植え替える旨が定められた際、コファンコは、新品種の輸入を独占的に行うライセンスを与えられた上に、コファンコ所有の農場が実験農場に指定された。続いて、コファンコは、金融事業面でも優遇された。ココナツ改善事業の財源として農民から徴収したココナツ課徴金の運用先には、コファンコ一族の所有する銀行が指定された。すなわち、同家のファースト・ユナイテッド銀行はユナイテッド・ココナツ・プランター銀行（ＵＣＰＢ）に改組され、巨額のココナツ課徴金を無金利で預けられたのであり、これを契機に同銀行の資産は改組前よりも著しく増大した。さらに、ココナツオイル精製部門の独占権も与えられた。マルコスは、79年の行政命令で、ＵＣＰＢと搾油業者の共

---

134 Villegas, “The Economic Crisis”, p.164.

135 以下、コファンコ、ベネディクト、ディシニに関する既述は、アキノ『略奪の政治』第４章、および小池賢治「フィリピン：マルコス期の企業経営」米川伸一・小池賢治編『発展途上国の企業経営：担い手と戦略の変遷』アジア経済研究所、1986年所収、“Cracks in the Coconut Shell”, *Far Eastern Economic Review*, January 8, 1982, pp. 42-45. “Out of a Cooking-Oil Crisis—A Multipurpose Giant”, *Far Eastern Economic Review*, January 8, 1982, pp. 44-48 に基づいている。

同事業という形でユナイテッド・ココナツ・オイル工場(ＵＮＩＣＯＭ)を設立し、経営不振に陥った搾油工場のＵＮＩＣＯＭへの吸収合併のみならず、すべての搾油工場にＵＮＩＣＯＭと提携するよう義務づけたのである。

こうした事業上の優遇措置を与えられたのはコファンコばかりではない。マルコスとはフィリピン大学時代の同級生であったロベルト・ベネディクトは、大統領令で設立されたフィリピン砂糖委員会、およびそれを改組した国家砂糖貿易公社の代表として君臨し、国内での砂糖販売権を独占しただけでなく、流通や不動産、銀行に至るまで事業を拡大した。マルコスと同じくイロカノ族出身で、イメルダの従姉妹と結婚したヘルミニオ・ディシニは、大統領令によってタバコ・フィルターの税制的優遇を勝ち取り、国内のフィルター市場を手中に収めた。ディシニも、不動産分野などに進出し、「ヘルディス・グループ」なる「帝国」を築き上げた。クローニー企業の経営多角化は、しばしば業種間の関連性を欠くほど無秩序的・場当たり的に行われたが、特にヘルディス・グループの場合、その程度は、子会社の一覧表を見ても、一体何が本業か分からないほどであったという[136]。

加えて、マルコスは、経営危機に陥ったクローニー企業を、国家財源によって救済した。その発端となったのが、81年のデューイ・ディー事件であった。華人系クローニーのディーが、金融機関から無担保で借り入れた6億4000万ペソもの巨額債務を残して国外逃亡したというこの事件は、フィリピンに深刻な金融パニックをもたらすとともに、ぬるま湯に浸かっていたクローニー企業に大きな打撃を与え、その経営危機を表面化させたのである。ここでは、マルコスによるクローニー救済の事例として、ロドルフォ・クエンカのフィリピン建設開発社（ＣＤＣＰ）を取り上げる[137]。同社は、マニラ湾埋め立てや高速道路建設などの大規模

---

[136] 小池「マルコス期の企業経営」68頁。

[137] 以下、クエンカへの措置については、小池賢治「マルコスの盟友たちの財閥：その成長と挫折」伊藤禎一編『発展途上国におけるビジネス・リーダーシップ』アジア経済研究所、1984年所収、による。

政府プロジェクトを受注し、また海外の土木建設事業にも参入することで、フィリピン最大の建設会社にまで発展した。だが同社も、第二次石油危機やディー事件の影響を受け、経営状態が悪化する。そこでマルコスは、同社に対して過剰ともいえる救済策に乗り出した。まず、政府系金融機関からの資金援助および債務返済繰り延べなど、総額10億ペソ以上もの財政的支援が行われた。続いて、同社グループの経営不振子会社が政府に接収された。そして最終的に、83年の大統領令で、同社への政府貸付残高の全額を普通株に転換するなどの措置がとられ、これによって、破産寸前の同社は、「政府持株会社」に変身したのである。

マルコスによるクローニー優遇の一因は、マルコス自身にとっての財政的事情によるものであった。クローニーへの利益提供の見返りに、マルコスは彼らから株式やリベートの提供を受けていたと言われているし、クローニー企業のうちのいくつかは、実際にはマルコスの所有物であったという見解もある。この意味で、クローニーへのテコ入れは、他ならぬマルコス自身の富を拡大することであった。だが、マルコスのクローニー優遇を、単なる「腐敗」「汚職」と断言するのは早計である。なぜなら、それは、フィリピン社会の伝統的規範に沿った行動であるという解釈も可能だからである。第一に、クローニー資本主義は、先ほど述べたフィリピン社会の家族中心主義によるものであった。婚姻や儀礼的血縁関係で結びついた「身内」に忠誠を誓い、手厚く振舞うのは、平均的フィリピン人にとっては「常識的」な行動であった。第二にあげられるのが、「義理」すなわち「ウタン・ナ・ロブ（utang na loob)」の概念である。クローニーは多かれ少なかれ、みなマルコスの大統領当選・再選、あるいは戒厳令布告以降のマルコスを支えるのに貢献してきた、言い換えれば、マルコスに個人的忠誠を誓ってきた人物であった。彼らに対し恩恵を与えるのは、「ウタン・ナ・ロブ」の概念に照らし合わせれば一種の「美徳」であり、また「社会的規範」でもあった。なぜなら、過去に受けた恩に（それができる地位にありながら）報いない者は、「ワラン・ヒヤ（walang hiya)」すなわち「恥知らず」として、まさに「犬以下」の非難の対象となるからである[138]。

[138] 大野拓司「フィリピン“病める”社会」『朝日アジア・レビュー』28号

これらクローニーを、マルコス体制における伝統的行動志向アクターとするなら、その対極にあったのが、近代化推進アクターともいうべきテクノクラートであった。国家権力は私的目的のために恣意的に利用されうるというクローニーの(政治)権力観に対して、テクノクラートは、政策立案および遂行の客観性や合理性、価値中立性を重視するという意味で、両者の政府観・国家観は対立するものであった。確かに、テクノクラートたちも、政府による市場への介入や政府と私企業の協力関係を重視してはいた。しかしそれも、国家的見地から見た経済発展・近代化の方策として肯定されるべきものであって、クローニーのような特殊利益推進という観点から肯定されていたわけではない[139]。

戒厳令後の議会停止とともに行政府への集権化が進んだことによって、テクノクラートの活動の余地は拡大した。同時に、政府内でのテクノクラートの進出と重要性増大にも拍車がかかった。とりわけ、A・メルチョール官房長官の業務管轄の拡大は顕著で、MNLF鎮圧活動への戦術指示からエネルギー政策、マニラのスラム地区再開発、北ミンダナオ重工業化推進にまで至るまで、政府の主要プロジェクトのほとんどを監督するまでになった[140]。戒厳令体制初期の政策決定過程では、メルチョールが定期的に主催する閣僚調整会議を通じてのボトムアップと利益調整がある程度機能しており、実際、大統領令の大多数は同会議を経て布告されたものであったという[141]。しかし、75年末、メルチョールと、マニラ首都圏知事に就任したイメルダが、開発予算配分をめぐって政治的に対立したのを機に、メルチョールの権力増大を脅威に感じていたマルコスは、官房長官職と閣僚調整会議を廃止し、メルチョールを更迭した。これが契機となって、政策決定はマルコスの下に一元化され、またそれ

(1976年) 46頁−47頁。メアリー・R・ホルンスタイナー「平地フィリピンにおけるレシプロシティ」ホルンスタイナー編『フィリピンのこころ』所収。Justus M. van der Kroef, "Patterns of Cultural Conflict in Philippine Life", *Pacific Affairs*, vol.39, nos.3-4 (1966-1967), pp.326-328.

139 Roman Dubsky, *Technocracy and Development in the Philippines* (Quezon City: University of the Philippines Press, 1993), pp. 66-69.

140 Timberman, *A Changeless Land*, p.82.

141 Wurfel, *Filipino Politics*, p.136.

に伴い、テクノクラートがマルコスへのアクセスを求めて互いに競合するという現象が見られるようになっていった[142]。

こうして、政策決定のイニシアチブがマルコスの手中に集中するにつれて、マルコスは、テクノクラートの政策方針よりも、クローニーの利害をより重視するようになった。ホーズ（Gary Hawes）によれば、テクノクラートは、

> ……その政策が…マルコスの個人的な政治的要請と衝突しない領域では、かなりの成功を収めた。彼らは労働者を統制し、賃金を低下できた。彼らは外資をひきつけ、工業製品の輸出を促進する新しい政策を実施できた。しかし、彼らの失敗は、マルコスにとって重大な政治的コストとなる政策を実施できないという点にあった。…〔例えば〕農業輸出用作物加工におけるでたらめで政治化された投資パターンを合理的なものへ変え、その余剰を再投資する政策は･･･大統領のクローニーによって常に妨害された[143]。

以上論じてきたように、戒厳令後のマルコス体制は、1935年憲法民主主義体制との断絶性と連続性の双方を備え合わせていた。マルコスは、当面の政敵であった伝統的野党エリートを逮捕や拘留、暴力資源の押収と解体、パトロネージの公約といった手法で排除し沈黙させた。その経済的基盤ゆえに脅威と考えられた特定の経済エリートに対しても、資産接収や財閥解体などによって政治的経済的に無力化するのに成功した。エリート間の影響力行使や取引の過程も、完全に消滅したわけではなかったが、少なくともそれが行われる「場」とアクターは著しく制限されることとなった。その一方で、マルコスとの繋がりの深い国軍首脳や

---

[142] *Far Eastern Economic Review*, December 12, 1975, pp. 18-19. Aprodicio A. Laquian, "Martial Law in the Philippines to Date", *Philippine Political Science Journal* 2 (1975), p.23.

[143] Gary Hawes, *The Philippine State and the Marcos Regime: The Politics of Export* (Ithaca: Cornell University Press, 1987), pp. 155-156.

クローニーすなわち取り巻き特権財閥層が、新たな(体制内)政治経済エリートとして浮上した。これらは、フィリピンにおける政治エリートの構成にも大きな変化を及ぼし、75年時点での全国レベルの最有力者35人のうち31人は大統領府(これには閣僚やテクノクラートのみならず国軍高官も含まれる)の公職者であった[144]。

このような断絶性にもかかわらず、マルコスと体制内エリートとの関係、およびマルコスの行動様式を大部分規定していたのは、「旧社会」時代に顕著であった政治エリートの伝統的行動様式・規範であった。これは、マルコス体制の政治的経済的基盤であった2つのアクター――国軍とクローニー――との関係に明瞭に表れていた。マルコスと国軍の関係緊密化はすでに戒厳令以前から始まっていたが、後者の前者に対する忠誠心は、職務上の非人格的なものではなく、むしろパトロネージや特権の供与、および地縁・血縁などの一次集団性に基づく人格的なものであった。また、マルコスのクローニーに対する経済的優遇と自身の王朝化は、いずれも「国家(政治)権力の私的利用」や「家族主義」といった、「旧社会」時代のフィリピンの伝統的政治文化を反映していた。

ところで、マルコス体制のこうした性質は、その後の体制運営と変動に2つの意味をもたらした。それはまず、民主化の主体と形態とに関する事柄である。マルコスは、ベール将軍を通じて、国軍の指揮命令系統を完全に掌握することに成功した。マルコス―ベール閥への国軍内「対抗勢力」と見なされていたのはエンリレ国防相とラモス警察軍長官であったが、この両者は、83年の国軍機構改革までには指揮命令上の重要ポストから排除されていた。他方、ベールを筆頭とした国軍主流派は、マルコスからのパトロネージや特権の供与に利益を見出していた。これはクローニーについても同様であり、彼らの利益が「国家権力を私的に利用」するという点でマルコス一族と合致している以上、クローニー自らが反マルコス化する理由など全くなかった。同時に、それぞれの権力

---

[144] Perla Makil, *Mobilization by Decree: The Rise and Fall of Philippine Influentials since Martial Law* (Quezon City: IPC, Ateneo de Manila University, 1975). Cited in Wurfel, *Filipino Politics*, pp.236-237.

と富の確保が、マルコスによる権力行使を前提としていたということは、国軍主流派とクローニーには、自律的な権力基盤を持たないということを意味していた。したがって、マルコス体制内には、体制移行 —— 反対派への権力委譲 —— を自律的に主導できるアクターは存在しなかったのであり、それゆえ体制変動は、体制外のアクターによって「外から」もたらされねばならなかった。第二に、権力継承をめぐる問題があった。地縁や血縁といったマルコスの個人的背景や人格的忠誠心に大きく依存した国軍統制は、その後継者選出を非常に困難にすることになった。この問題は、戒厳令布告後数年間棚上げにされていたが、70年代末期、マルコスの健康状態が悪化するとともに表面化した。それでは、マルコスの後継者はいかなる手続きで選出されるべきなのか。「マルコス亡き後の国軍」の動向を懸念する体制外アクター —— 野党エリート、財界、教会 —— から提示された回答は、選挙の実施、言い換えれば「民主主義の回復」であった。もとより、73年憲法で議院内閣制が採用され、その「経過規定」に新議会召集条項[145]が定められていた以上、反マルコス派から議会制と選挙制の回復の声が上がるのも当然であった。しかし、伝統的野党エリートの主張する「選挙と議会の回復」とは、戒厳令以前に正当性が低下し没落したエリート民主主義の復活要請を意味していた。では、そうした「エリート民主主義の残滓」は、戒厳令後、その正当性を回復できたのであろうか。以下、この問題を考察する。

---

[145] 注17参照。